

那覇市議会基本条例 検証結果報告書

令和元年(2019年)6月

那覇市議会 議会改革推進会議

もくじ

1 はじめに	1
2 検証体制について	1
3 検証の取り組み状況について	1
4 検証方法について	1
5 議会基本条例検証結果	2
6 今後の取り組みについて	5
参考資料 1 検証シート 集計結果	6
参考資料 2 那覇市議会改革推進会議設置要綱	48

1 はじめに

那覇市議会では、那覇市が平成25年度に中核市へ移行することによる権限拡大に伴い、二元代表制としての市議会の機能強化を図るため「中核市移行に関する調査特別委員会」において議会基本条例の検討が始まりました。

那覇市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）の制定にあたっては、市民アンケートの実施、関係団体との意見交換会、タウンミーティング等を行い議員間で議論を重ね、平成24年12月定例会にて条例案を議決しております。

議会基本条例制定後は、予算決算常任委員会の設置、政務活動費の領収書公開、那覇市総合計画他4計画の議決事件を追加、タブレット端末導入に伴うペーパーレス化等々精力的に取り組んでまいりました。

今回、議会基本条例第32条に基づく制定後初めての検証のため全議員へ検証シートによるアンケートを実施し、その結果をもとに各条文について所期の目的が達成されているか、具体的な課題は何か、検討を行う会議体はどこか等協議してまいりました。

以上のような経緯により検証内容がまとまったことから、議会改革推進会議における検証結果と課題を整理しここにご報告いたします。

2 検証体制について

議会改革推進会議（12人）

座長	金城眞徳	議員									
座長補佐	前泊美紀	議員									
委員	上原仙子	議員	當間安則	議員	上原快佐	議員					
	我如古一郎	議員	糸数昌洋	議員	上里直司	議員					
	奥間亮	議員									
	中村圭介	議員									（広報参画部会長）
	湧川朝涉	議員									（議会改革部会長）
	清水磨男	議員									（政策検討部会長）

3 検証の取り組み状況について

回数	開催日	検 証 内 容
1	H30. 10. 24	検証方法（案）及び検証スケジュールについて
2	H30. 11	全議員へ検証シートによるアンケート実施
3	H31. 2. 12	検証シート集計結果報告について
4	H31. 3. 20	各会派からの条文改正、運用改善などの意見について
5	H31. 4. 3	多数の意見があった第8条、第9条、第10条、第26条について
6	H31. 4. 10	第9条について、検証方法について
7	H31. 4. 17	第1条から第15条について
8	H31. 4. 25	第16条から第32条について
9	R1. 5. 15	検証結果について

4 検証方法について

検証方法については、全議員に各条文の運用や条文の改正の必要性などについて検証シートによるアンケートを行って、その様々な意見を集約した議会基本条例検証シートを基に、検証に取り組むこととしました。

5 議会基本条例検証結果

参考資料1の検証シートを基に、計7回の検証作業を行いました。

章	条	内容	振り分け
総第1章 則1章	第1条（目的）	—	—
	第2条（基本理念）	—	—
活員議第 動の会2 原責及章 則務び と議	第3条（議会の活動原則）	—	—
	第4条（議員の活動原則）	—	—
	第5条（会派）	—	—
第3章 市民と議会の関係	第6条（会議の公開と市民参画機会の確保）	「議場開放」について、議会報告会の会場として今後、議場の使用を検討する可能性があるとの意見があった。また、議場でのコンサートは、目的外使用にあたるので異議があるとの意見があった。	広報参画部会 (議長へ報告)
	第7条（説明責任）	—	—
	第8条（議会報告会及び市民との意見交換）	議会報告会の回数、場所、内容、周知方法等について、引き続き協議する。	広報参画部会
	第9条（請願及び陳情）	那覇市議会では現在、参考人招致制度を活用している。 それとは別に意見陳述を行う場合はルールづくりが必要。 条文の改正は必要ないという意見や、現状に則した条例改正を行うべきという意見、「意見を述べる場を設ける」という文言に改正又は逐条解説を修正する意見等々があったが、次回条例を見直す機会に検討する。 ・第3項 請願者又は陳情者に対する「審議結果の伝達並びに処理の経過及び結果等の情報の提供」について、審議経過の伝達のあり方を検討する必要がある。	議長へ報告 (条例改正については議会改革推進会議)
	第10条（広報広聴の充実）	「多くの市民が議会及び市政に関心を持てる取り組みづくり」が求められていることを共有し、推進する。	広報参画部会 なは市議会だより 編集委員会 (議長へ報告)
及市第4 市長等章 議員執 行機関 と議会	第11条（市長等との関係）	—	—
	第12条（政策等の監視及び評価）	第13条「政策説明資料」との関連で (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討、(6) 財源措置及び将来にわたる費用と効果 については、政策説明資料に盛り込むよう求めるべきか。 議会の審議の中で、それらや政策評価の視点を踏まえるよう努めることに留めるか。	—

章	条	内容	振り分け
市の第4章 市長等執行機関と議会及び議員	第13条（予算及び決算における政策説明資料の作成）	「政策説明資料」についてどのような内容を盛り込むべきかは今後の課題。 議長へ報告し、全議員と共有した上で整理し、推進会議で協議する。	議会改革推進会議 （議長へ報告）
	第14条（議決事件の追加）	①議決事件とすべき計画、②条文に記載するか又は外付けにするか について、都市計画マスタープラン議決後に、推進会議で検証する。	議会改革推進会議
	第15条（一問一答方式及び反問権）	反問権について、運用のルールが必要ではないか（他市の事例、執行部との意見交換等の調査を踏まえて）。	議長へ報告
形に議第5章 成よる間合 討意議	第16条（議員間の討議による合意形成）	議員間討議をもっと活発にすべきとの意見があることを、議長へ報告。	議長へ報告
	第17条（政策討議）	政策サイクルの議論を踏まえて、位置づけを整理してほしい。	政策検討部会
第6章 議会運営	第18条（議会運営の原則）	—	—
	第19条（委員会）	事務局から「委員会の名称は執行部の組織改編により変わる可能性があることから、議会基本条例よりは委員会条例に記載した方が、よりよい」との意見があった。 次回条例を見直す機会に検討する。	議長へ報告 （条例改正については議会改革推進会議）
第7章 議会の機能強化	第20条（議会の機能強化）	—	—
	第21条（調査研究機関及び検討会等の設置）	必要に応じて検証。	—
	第22条（議員研修の充実強化）	—	—
	第23条（会派及び議員の政務活動費）	—	—
	第24条（予算の確保）	議会の「政務調査機能」とは何か。事務局機能の強化とも関連するので、今後議論が必要との意見があった。	—
の議第8章 推会進改 進革	第25条（議会改革の推進）	議会改革推進会議の位置づけ（議長の諮問機関）について再検討が必要。	議長へ報告
治議第9章 倫員の政 理の章	第26条（議員の政治倫理）	政治倫理条例制定後、条文改正等について検証する。	議会改革推進会議
び議第10章 議員の定 員の数及 報酬	第27条（議員定数）	定数・報酬は市民の関心も高い。市民意識調査、平成30年度包括外部監査結果を受け止めて検討をとの意見があった。	—
	第28条（議員の報酬）		—

章	条	内容	振り分け
第1章 議会体制強化 事務局の	第29条（議会事務局の強化）	事務局と議会（議員）とで事務の内容と作業量などを共有し、早急に検討する。	議長へ報告
	第30条（議会図書室）	調査法制課の調査報告を推進会議で受け、その後協議する。	議会改革推進会議
第2章 最高規範性と見直し手続き	第31条（最高規範性）	ここでいう「最高規範性」とは実質的なものであり、形式的には他の条例と並列である。 他の条例との整合性等を踏まえ、近いうちに改めて議論する。 ・第2項の「この条例に関する研修」は、新人議員のみではなく全議員が対象であるので、改選後に全議員を対象とした研修を実施すべきとの意見があった。	議会改革推進会議
	第32条（見直し手続き）	条文はそのまま。4年任期の折り返し（中間）で必ず、その他必要に応じて検証する。 どこで明記するかは、速やかに協議する。	議会改革推進会議

6 今後の取り組みについて

検証の結果、第9条（請願及び陳情）や第14条（議決事件の追加）、第19条（委員会）、第31条（最高規範性）などの一部の条文については、現在議決事件としている5つの計画を一通り議決し終える都市計画マスタープランの議決（令和2年2月定例会に議案提出予定）終了後をめどに、改正の検討を行うこととなった。

また、運用改善が必要な項目については、振り分けられた各会議・部会等で議論を深め改善に取り組んでいくこと、8月に予定している組織改編の際は議論や改善の取り組みの経過、課題などを申し送ることとし、議会改革を継続していく。

参考資料 1

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

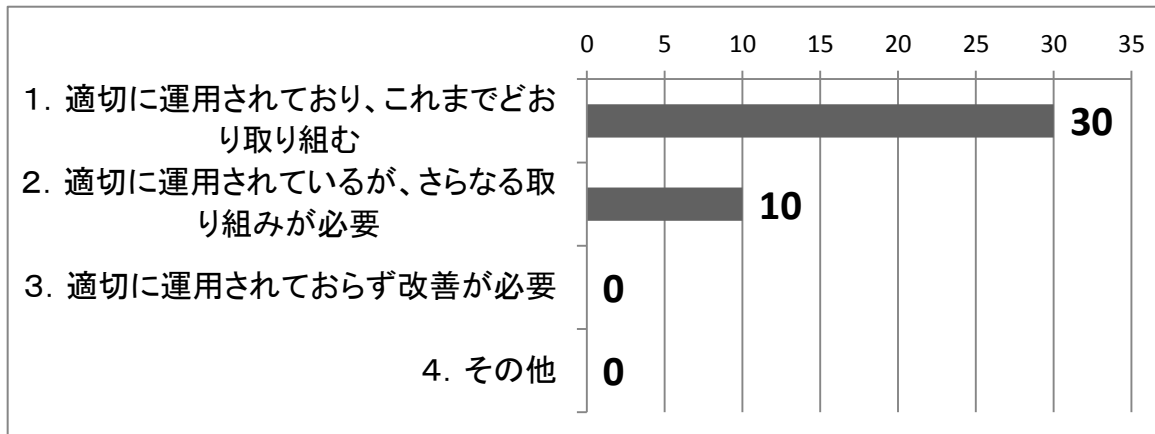
議会基本条例第32条に基づく検証を行う基礎資料として、平成30年11月に全議員にアンケートを行い、検証シートとしてまとめました。

第1章 総則

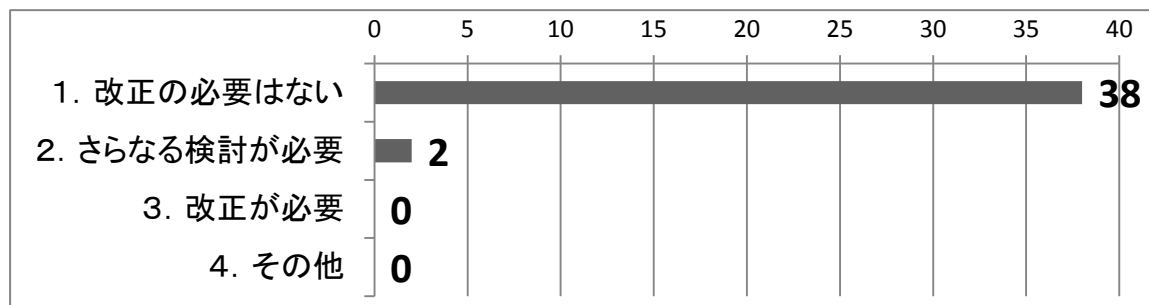
第1条 目的

この条例は、二代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本事項を定めることにより、議会がその権能を高め、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



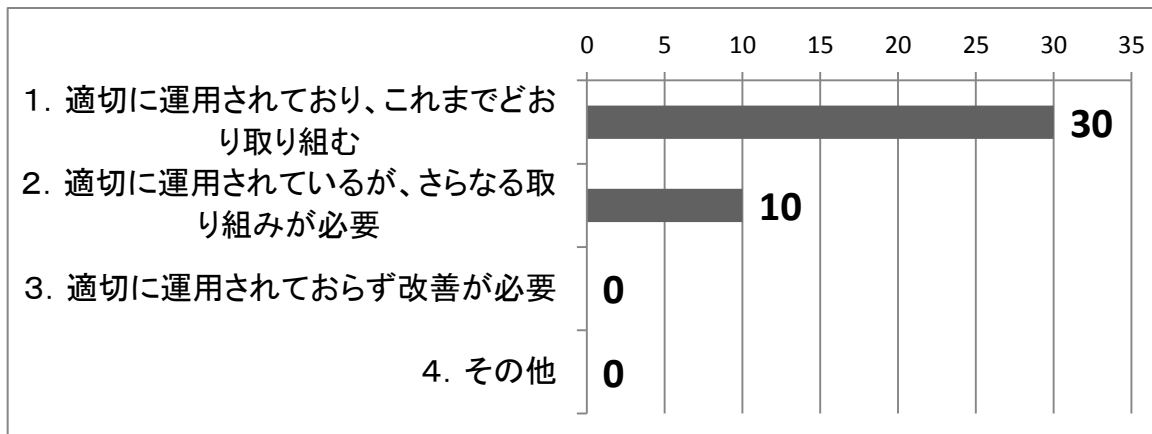
	分類項目	意見等
運用改善	内容	・実質的な二代表制の実現に向けた取り組みが必要。
	その他	・議会で審議されて通過した事業であっても、例えば橋の完成後に使用に耐えないものが出来上がったり、耐用年数が想定よりかなり短期になってしまったり、障害者に使用できないエレベーターが設置されたりすることがある。もっと丁寧に審議を尽くすことが必要だろう。

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

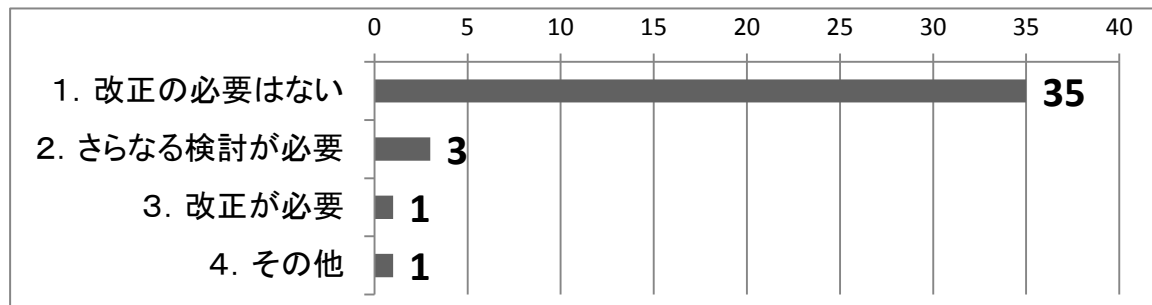
第1章 総則 第2条 基本理念

市政における唯一の議決機関である議会は、多様な市民の意思を市政に反映させるため、公平、公正かつ真摯な議論を通じて、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目	意見等
改正を要する	・「唯一の議決機関」を強調すべきか、少し気になる。
	・「多様な市民の意思」ではなく、「市民の多様な意思」に改正し、第6条との整合性を図る。
	・文言の修正 語尾の「目指すものとする」は、「ものとする」を削り、「目指す」としたほうが明快でわかりやすい。 全体的に文末の「ものとする」の語彙は省いたほうがよいのでは。

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

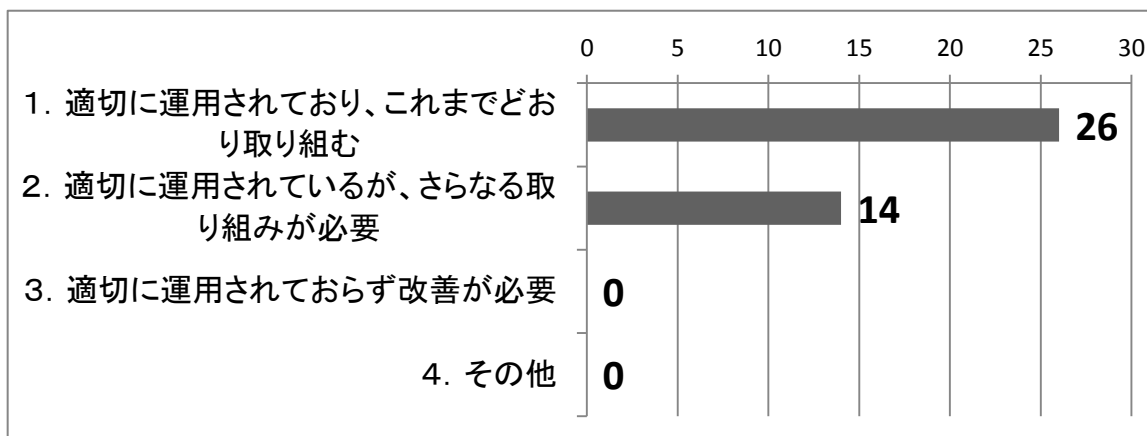
第2章 議会及び議員の責務と活動原則

第3条 議会の活動原則

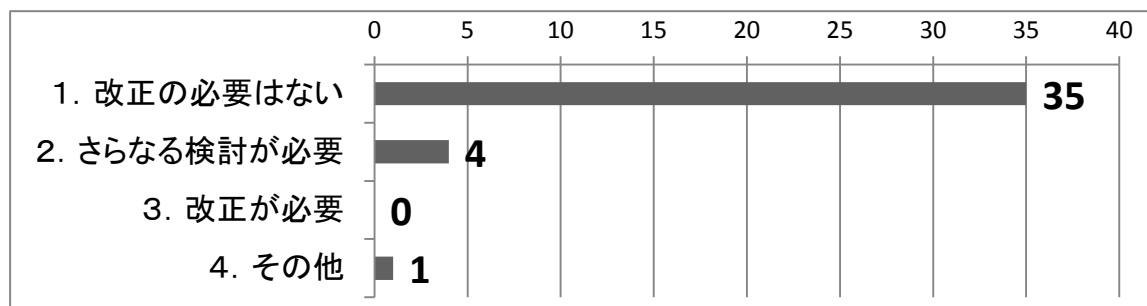
議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を果たすため、積極的な情報公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策立案、政策提言等の強化に努め、市政及び議会活動に反映させること。
- (3) 市民本位の立場から、議会本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務について監視及び評価を行うこと。
- (4) 市民に分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要はあるか



分類項目		意見等
運用改善	内容	・議会だよりの検討が途中。市民参画の機会拡充について広報参画部会で議論中である。
	周知方法	・市民に対する広報活動は、まだまだである。インターネット中継を開始してはいるが、そのアクセス数を見れば分かる通り、ほとんどの市民が市政に対し、議会に対し、興味を持っていないのではないかと感じている現状を認識し、開かれた議会としていく工夫を行いたい。
		・会期中、庁舎内での議会中継を行う。夜間・休日などに市民から大きな関心を寄せられる議案について議論する。

その他	・第3号に主に関連して、常任委員会の機能強化などが議題とされてきたが、その結論をどうしていくのか、引き続き検討が必要。それとあわせて、決算審査の在り方も、検討できる余地があると考ええる。
	・(3)について 与党、野党関係なく執行機関の監視及び評価を行うこと。
改正を要する	・文言の修正「活動するものとする」→「活動する」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第2章 議会及び議員の責務と活動原則

第4条 議員の活動原則

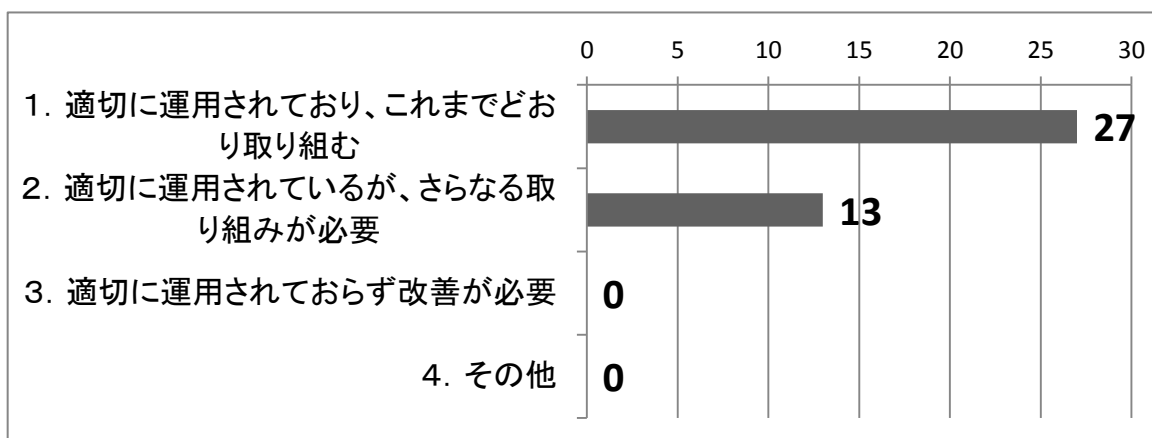
議員は、議会を構成する一員として、市民全体の奉仕者かつ代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員間相互の自由な論議を重んじること。

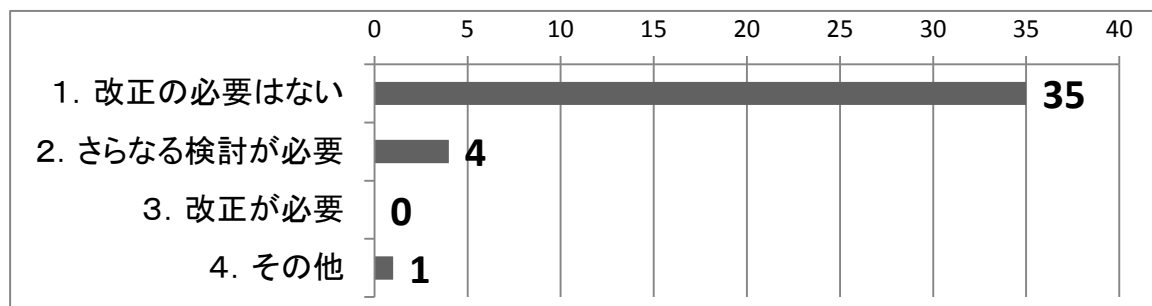
(2) 市政の課題全般について市民の意見、要望等を把握するとともに、積極的な調査研究活動を通じて市民全体の福祉の向上に努めること。

(3) 不断の活動及び研さんを通じて自己の資質の向上に努めること。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目	意見等
運用改善	議員間討議 ・議員間討議が形骸化しないように運用について申し合わせ等が必要。 ・第1号に主に関連して、議員間討議の在り方の整理が必要。
	アンケート ・市政の課題に関して、市民の意見・要望を把握するための「市議会発」の住民要望アンケートなどもあって良いのではないか。
	その他 ・議員力向上のため更なる自己研鑽に取り組む工夫と努力が必要。 ・改選時に新人議員へ研修を行う回数・時間を増やすなどで活動をより活発化させることにつながると思う。 ・議員個人としては各々議会活動にがんばっているが、議会全体としての取り組みがさらに必要。
	改正を要する ・文言の修正「活動するものとする」→「活動する」

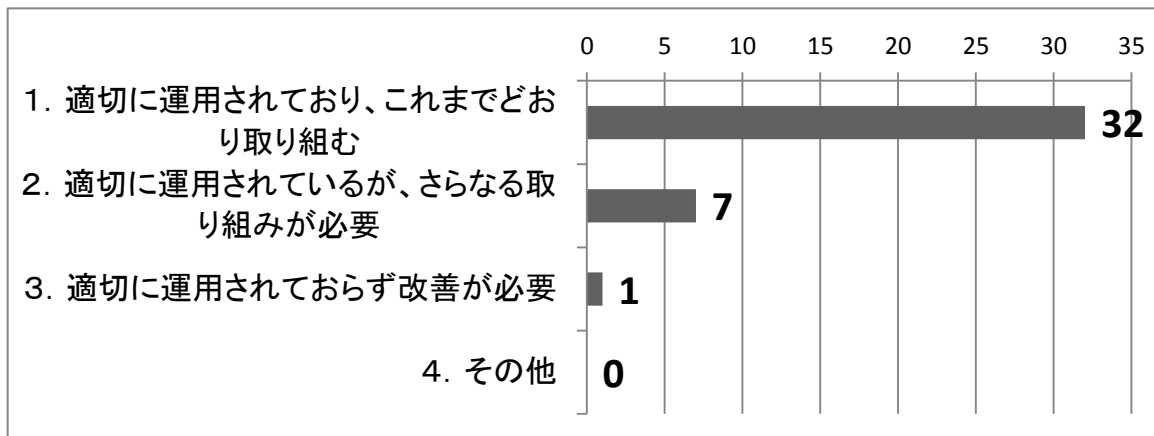
那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第2章 議会及び議員の責務と活動原則

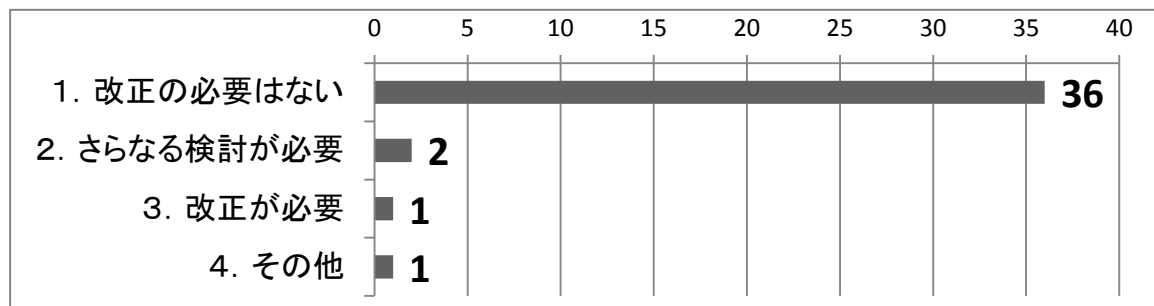
第5条 会派

議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成する。
 3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目		意見等
運用改善	会派室	・実績として無所属議員への会派室設置が掲げられているが、これはその場限りごとの配慮として、あくまでも現在の議員間で相談した結果であって、会派という項目での実績にあたらないと考える。 ・会派室の設置については、議員間で相談した結果であって、今後もずっとやっていくのかは別話である。
	改正を要する	・文言の修正「努めるものとする」→「努める」

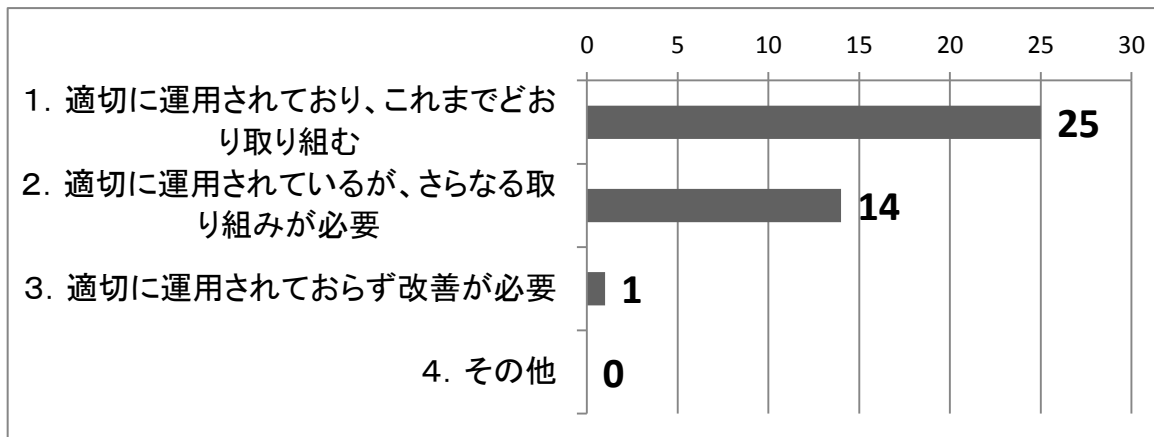
那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第3章 市民と議会の関係

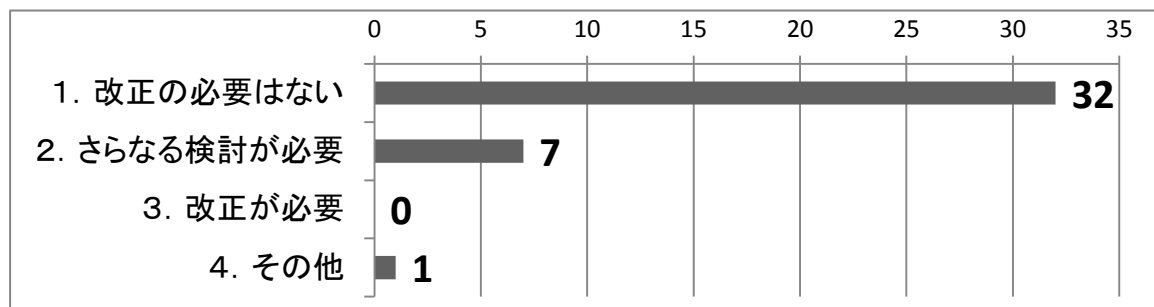
第6条 会議の公開と市民参画機会の確保

議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。
 2 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保を図るものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目		意見等
運用改善	場所	・議場を開放しての取り組みあってもいいのでは。コンサート、議会報告会、こども議会。
	内容	・市民との意見交換会の改善。
		・市民参加型の議会があっても良い。特に主権者教育の為、議会体験を実施したい。
		・市民参画の場として、市民と議会の距離をもっと縮めることができるようなものでありたい。例えば、市民とのワークショップの開催、若者との対話の場を議会として開催。
		・今後、夜間・休日議会の開催や障がい当事者からの議会への要望の聞き取りなど、開かれた議会への取り組みを進めるのはどうだろうか。
		・十分に取り組んでいると考えるが、手話の導入のように、気付かない点も十分に残されている可能性はあるため、常に検討が必要な項目であるとする。
		・「市民参画機会の確保」は取り組みが明確でない。議会への市民参画の機会をどのように設けるのか議論が必要である。

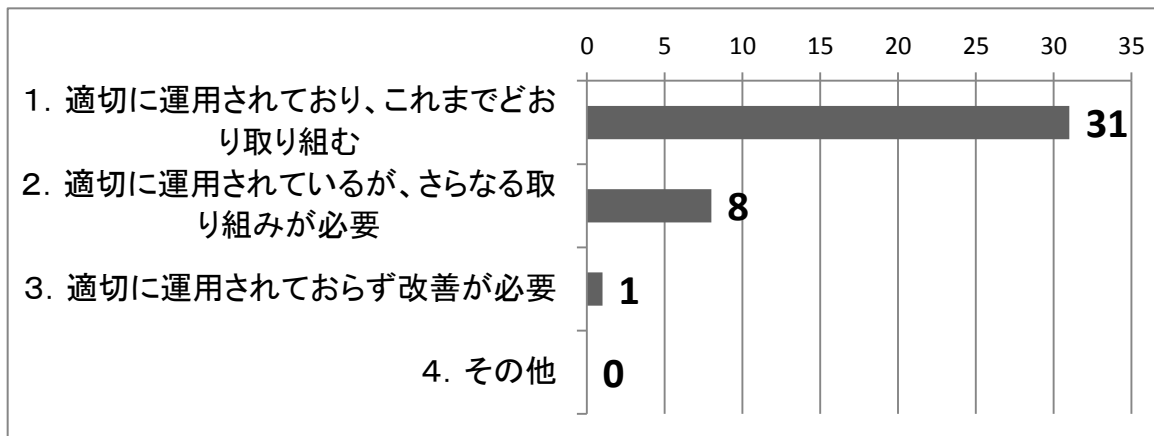
		・「市民参画機会の確保」について、今後も取り組み方を工夫していかなければいけない。
	周知方法	・議会報告会の参加者が減少傾向にあり、工夫が必要。
		・議会報告会等への参加者拡大の工夫をしていきたい。
		・会期中、庁舎内での議会中継を行う。夜間・休日などに市民から大きな関心を寄せられる議案について議論する。
改正を要する		・文言の修正「公開するものとする」→「公開する」、「確保を図るものとする」→「確保を図る」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

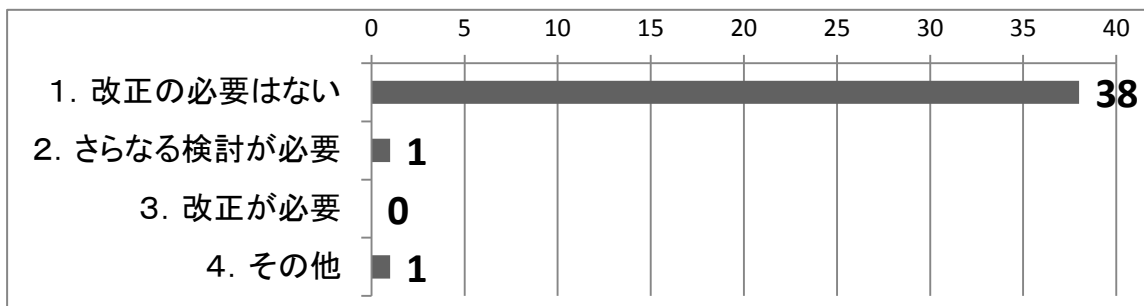
第3章 市民と議会の関係 第7条 説明責任

議会は、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、その議決責任を深く認識するとともに、市民に対して説明する責務を有する。
 2 議会は、議案に対する議員の賛否を公表するとともに、議会が保有する情報の提供を図るものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目		意見等
運用改善	議会報告会	・議会報告会は、市民から好評であるが、一部には「議会の取り組みがわからない」という声もある。また、議員個人の意見ではなく、議会の説明になることで「玉虫色」になりがちである。それぞれの立場から、成立した予算などについて解説し、どんな議論を行ったのか、ということが伝わる議会報告会にすることで、よりしっかりと伝わるのではないかな。
		・議決に対する説明責任については、議会報告会における報告のあり方をもっと創意工夫する必要がある。
		・議会報告会の参加者が減少傾向にあり、工夫が必要。
	周知方法	・議決に対しての内容説明は議員個人で報告紙・報告会などで行う。
改正を要する		・文言の修正「図るものとする」→「図る」

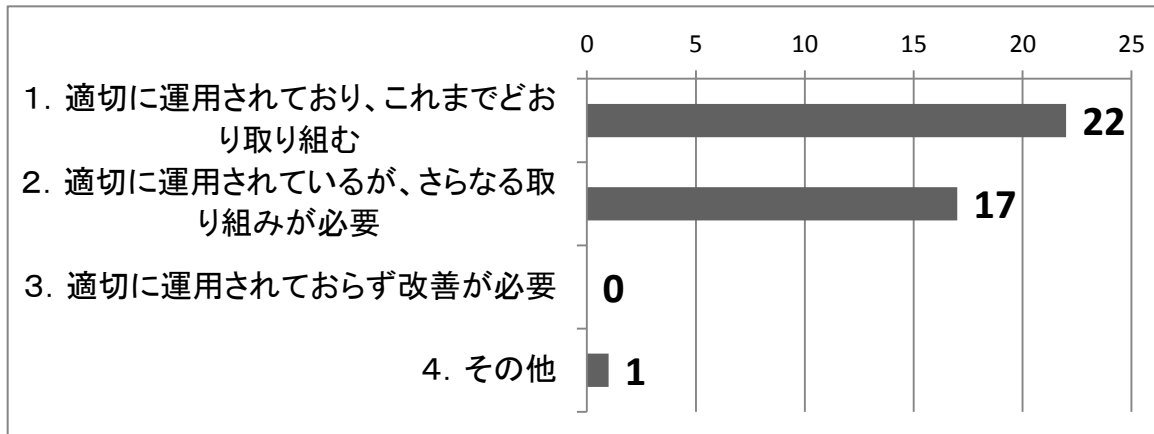
那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第3章 市民と議会の関係

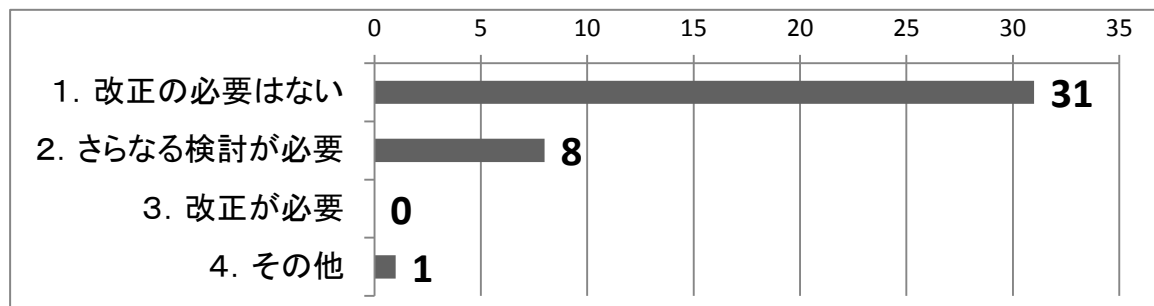
第8条 議会報告会及び市民との意見交換

議会は、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会を毎年、開催するものとする。
 2 議会は、前項の議会報告会のほか、市民の多様な意見を的確に把握するための意見交換の場を設けるものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目		意見等
運用改善	回数 場所	・年1回にして出前講座等を行う。
		・意見交換の場の回数を考える。
		・回数、場所を増やす。
		・市民と対話するための場の検討。
		・各公民館での開催検討。
	内容	・内容、場所、日時等の工夫。
		・ワールドカフェ方式等へ変更。
		・アンケートでは小グループで個別の議員から聞いてみたいという声もある。

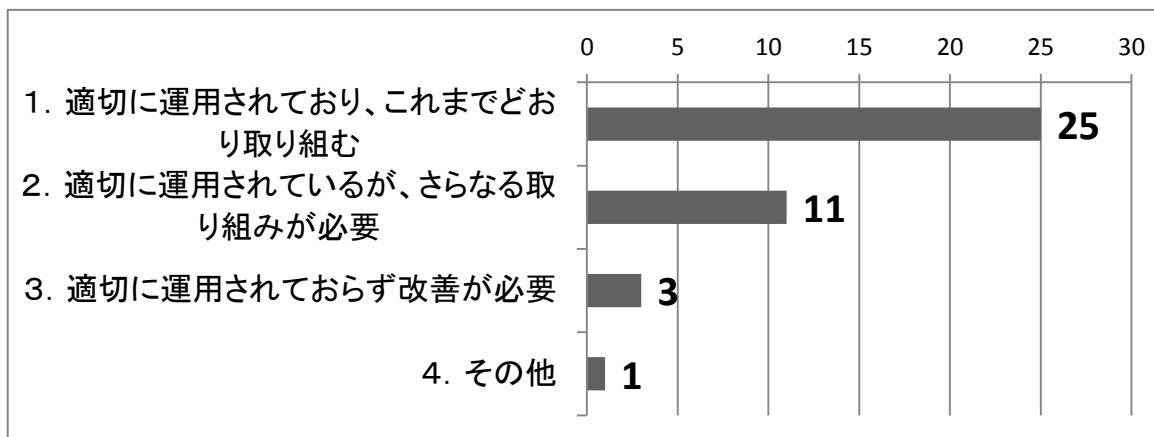
周知方法	・ 市民への周知、参加してもらうための工夫。
	・ 参加者が少ない。
その他	・ 情報提供の運用の仕方を考える。
	・ 市民と議会の距離が縮められるよう取り組み方を工夫する。
	・ 選挙期間中の開催の取扱い。
	・ 多様な意見を把握するための手段を研究する。
改正を要する	・ 文言の修正「開催するものとする」→「開催する」、「設けるものとする」→「設ける」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

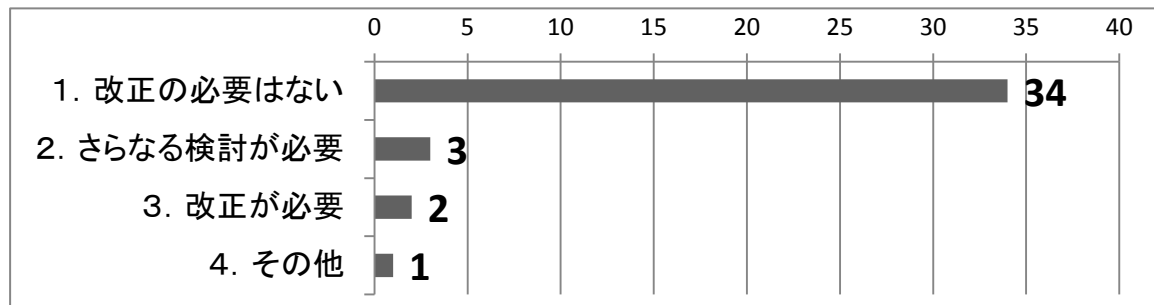
第3章 市民と議会の関係 第9条 請願及び陳情

議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。
 2 議会は、請願者又は陳情者の求めに応じて、請願者又は陳情者が意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとする。
 3 議会は、請願者又は陳情者に対し、審議結果の伝達並びに処理の経過及び結果等の情報の提供を図るものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目		意見等
運用改善	審議調査	・意見陳述、調査をもっと積極的に取り組むべき。
		・「議会は、審議にあたっては、市長に対して当該陳情への市長としての対応方針を求め、文書化して議会に提案することを求める」という趣旨の文言又は運用が必要。
		・陳情書の内容は、地域・市民が困っている事がほとんど。しっかり解決に向けて対応する。
		・審議未了の議案を少なくすることが必要だと思うので、採択・不採択を明確にする。
	審議結果・処理経過の伝達	・継続審査の場合（陳情者等へ）どのように処理の経過を報告するかルールを決める。
		・審議経過の伝達の検討。
		・第3項（への対応）が不十分。適切に運用されているか検証が必要。特に継続審査の場合、長期にわたることもあるので、情報提供の必要性や頻度を決めた方がいい。

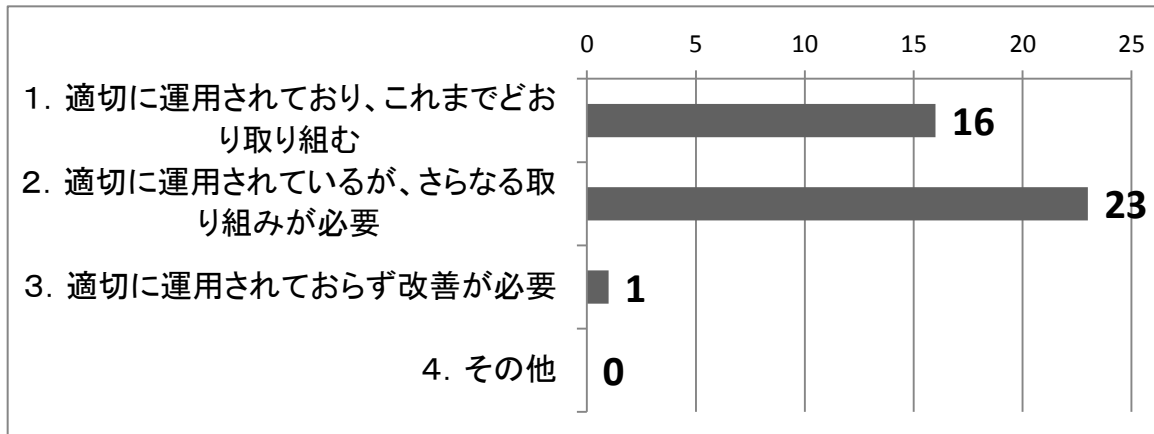
その他	・一部議員による陳情や意見に対する議会での発言は第1項に反していたと考えられ、議員研修においてしっかり研修すべき。
	・公開の取扱いについては個人情報の位置づけを明確にすべき。
改正を要する	・「請願者又は陳情者の求めに応じて」は削除検討。
	・「取り扱うものとする」→「取り扱う」、「努めるものとする」→「努める」、「図るものとする」→「図る」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

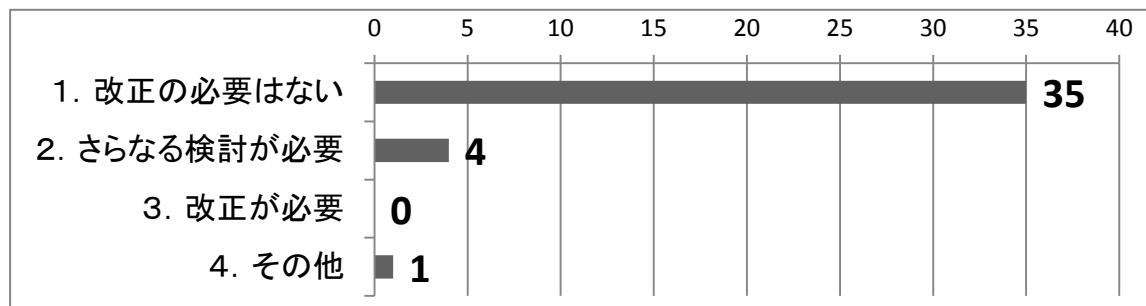
第3章 市民と議会の関係 第10条 広報広聴の充実

議会は、市政及び議会に関する情報を市民に提供するとともに、市民の意見、要望等に係る内容及び対応について積極的に公表するものとする。
 2 議会は、多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実を図るものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要はあるか



分類項目		意見等
運用改善	議会 だより	・内容については議員たち自身が取り組むべきものだが、デザイン等は専門家を活用すべき。
		・タブロイド版ではなく、A4で保存ができるよう市民が気軽に活用できるよう改善を図るべき。
		・市議会だよりの検討が必要。
	本会議 (傍聴、映像配信等)	・傍聴者が少ない。議会・市政に対して関心を持ってもらうため、議場を利用した催し、例えば子ども議会、女性議会、中高生議会等はどうか。
		・市庁舎内(支所含む)で議会放送を行う。
	議会 ホーム ページ	・市民は、議会中継のアクセス数が知りたいのではなく、議会の内容自体を知りたいのと思う。動画の配信タイミングを早めたり、議事録の作成を早めることの方が価値がある。
		・第2項の「多様な広報手段の活用」については、SNSでの配信を検討。

その他	・多くの市民が議会及び市政に関心を持てる取り組みを研究すべき。
	・市民参画の機会の確保、議会との距離をどれくらい縮められるか工夫が必要。
改正を要する	・「広報広聴の充実」の条文は、内容は広報の充実に関するものとなっており、「広報の充実」としてもよいのでは。
	・「公表するものとする」→「公表する」、「図るものとする」→「図る」

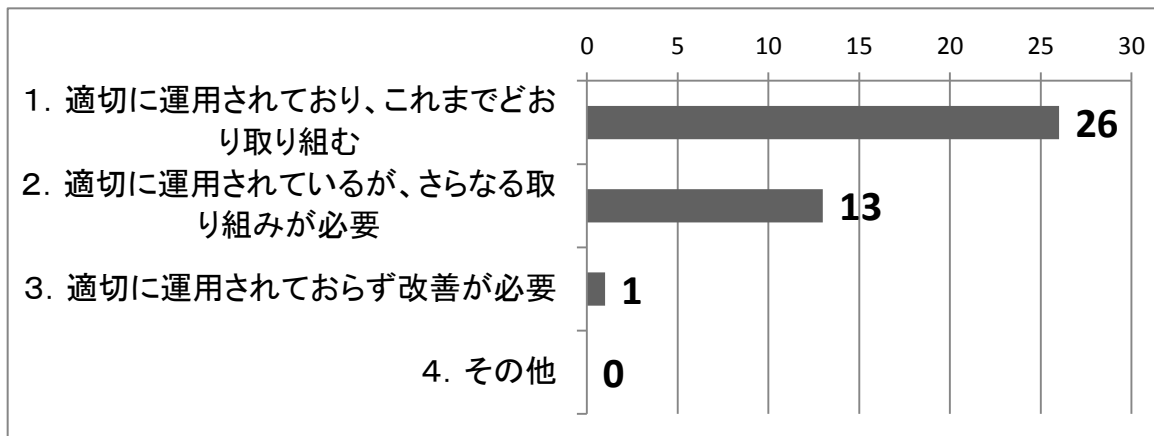
那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

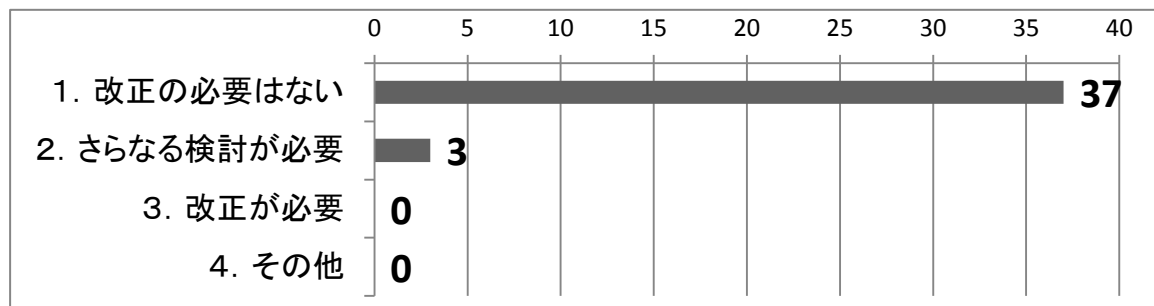
第11条 市長等との関係

議会は、二代表制のもと、市長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策立案、政策提言等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要はあるか



分類項目		意見等
運用改善	内容	・二代表制の自覚と機能強化充実の推進。
		・質問に際し「市長を支える立場」等の発言は控える（例えば〇〇の政策を支持する、または反対するに言い換える）など、緊張感を保持するよう努めるべき。
		・チェック機関としての役割を認識し、更なる努力が求められているのと考ええる。
		・「責任ある政策立案、政策提言等を通じて」の部分への対応は現状では不十分。
		・例えば、道路や橋の不具合について、新聞報道で知ることも多くあり、事務執行の監視及び評価が適切には行えていないのではないかと危惧する。
		・もっとしっかり監視評価し、もっと政策立案が必要。
改正を要する		・緊張感という言葉よりも、市長派や反市長派ではなく是々非々で市長と対峙するというようなニュアンスをもっと含んだ表現にすることを検討すべき。
		・「市長等とともに、市政の発展に努めなければならない」この表現でよいのか、検討したい。

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

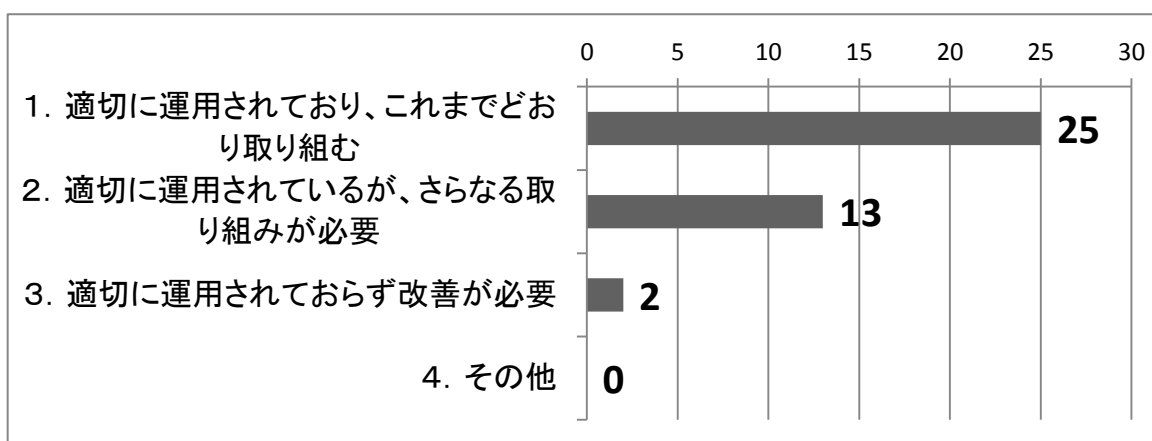
第12条 政策等の監視及び評価

議会は、市長等が提案する政策等について、審議を通じて政策の向上を図るため、市長等に対し、次に掲げる事項に関し必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

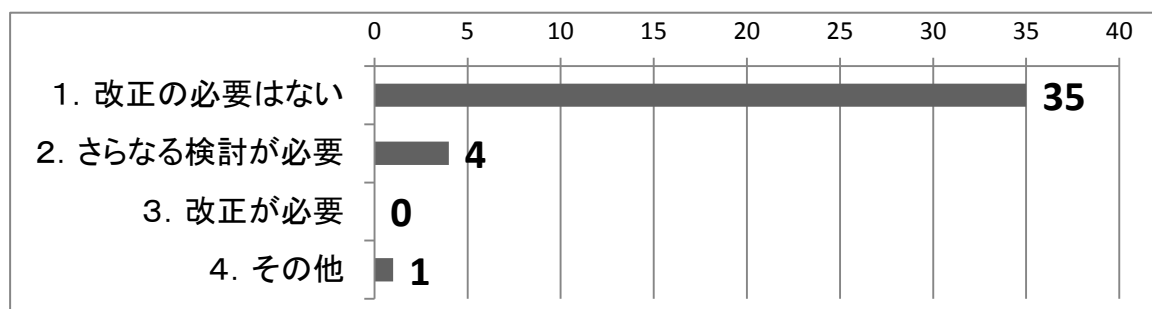
- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたる費用と効果

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえるよう努めるものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要はあるか



分類項目		意見等
運用改善	第1項第3号	・ (3)他の自治体の類似する政策との比較検討については、現在活発に請求されていない。 ・ (3)他の自治体の類似する政策との比較検討は、政策説明資料の中で明らかにされていない。省くのか、求めるのか検討が必要。
	第1項第6号	・ 特に、(6)の項目について、甘い見通しであったり、曖昧な費用対効果であることが散見されるように思われる。可能な限り、良い見通しと悪い見通しを二つ提示してもらうなど、政策について、理解を深められる資料の提示を求めている。

	第2項	・第2項「執行後における政策評価の視点」をさらに充実させるような仕組みづくりを検討したい。
		・「執行後における政策評価の視点も踏まえるよう努める」部分への対応は現状では不十分。
	監視	・第3条とも関連して、常任委員会の取り組みを機能強化するなど、具体的に条文内容に取り組める、また執行部が取り組まなければならない状況を生み出す検討が必要。
		・議会答弁を含めて求められている事項をしっかりと受け止めた上で明示すべきである。
		・決算審査を入念に行うことで翌年度の事業及び予算について改善をさらに進める。
改正を要する		・文言の修正「求めるものとする」→「求める」、「努めるものとする」→「努める」

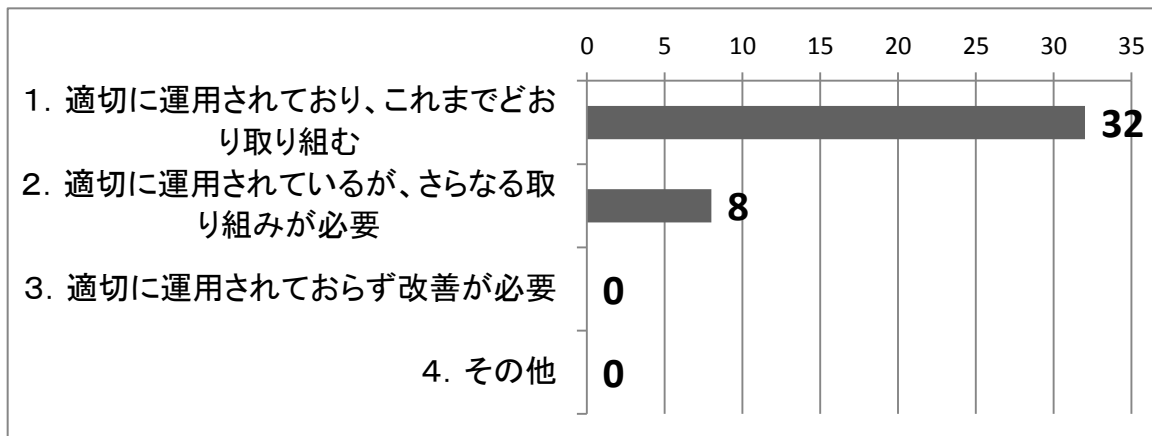
那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

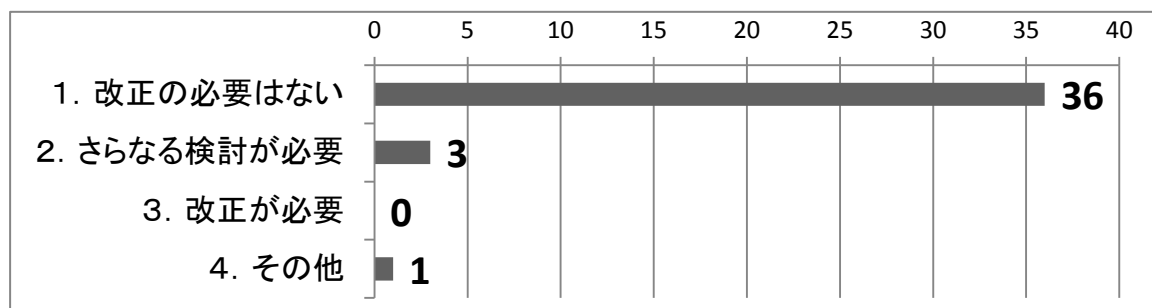
第13条 予算及び決算における政策説明資料の作成

議会は、市長が提出する予算案及び決算の審議に当っては、市長に対し、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要はあるか



分類項目		意見等
運用改善	政策説明資料	・ 現況の政策説明資料に対し高く評価します。
		・ 単年度の事業、あるいは、名称を少し変えた事業であるために、経年での比較検討が難しい予算決算があるように思う。むしろ類似した事業が継続される場合は、積極的に改善点がわかるように、事業別予算を説明する資料は作れないものか。
		・ 総合計画、基本計画にある事業で政策説明資料がないものがある。
		・ 部や課によって掲載内容に差があるため、内容を細かく精査できるように当局に求めたほうがいい。
		・ 過去の政策説明資料等がサイドブックに掲載されていないので掲載してほしい。
	その他	・ 貸与されているタブレットでは利用しづらいので紙も必要（最少限度）。
改正を要する		・ 文言の修正「求めるものとする」→「求める」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

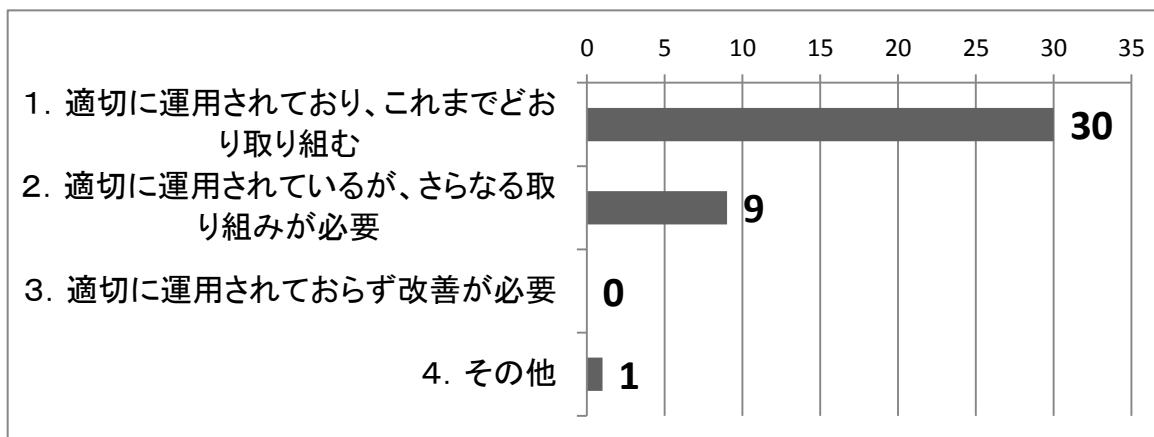
第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

第14条 議決事件の追加

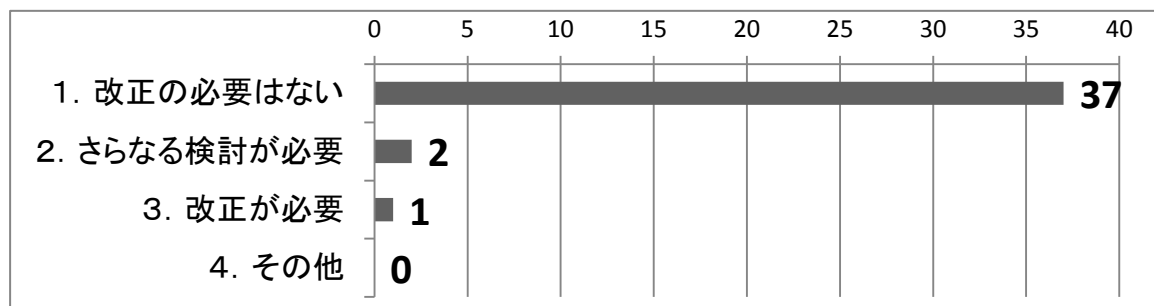
議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法(昭和22年法律第67号。)第96条第2項の規定に基づき、次に掲げる議決事件の追加を行うものとする。

- (1) 那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げる基本計画に基づく、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること。
- (3) その他議会が必要と認める計画等

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目		意見等
運用改善	内容	・議決事件に追加する計画について適切か議運で議論して整理すべき。
		・多くの「総合計画」「基本計画」があるが、期限が切れてしまっているものが存在しているように思われる。まずは、どのような計画があるのか、期限や担当部署などの「見える化」を行い、議会と市長等でお互いの理解を統一すべきではないのかと思う。
		・防災についても基本計画議決すべき。子ども子育て支援も同様。

改正を 要する	・ 現行の 5 つの計画でよいかの検証。条例に明記するか別記で明示する必要がある。
	・ 「都市計画マスタープラン」の審議終了時に、議決事件の対象計画を改めて一から検証すべきである。 総合計画以外の対象計画については、条文の中にきちんと書き込むか、別途「議決事件の追加条例」したほうがよいのでは。
	・ 議決事件に加えなくても、進捗管理が必要な計画もあるため、条文に盛り込むのか別途規定するのか協議すべき。
	・ 文言の修正「行うものとする」→「行う」

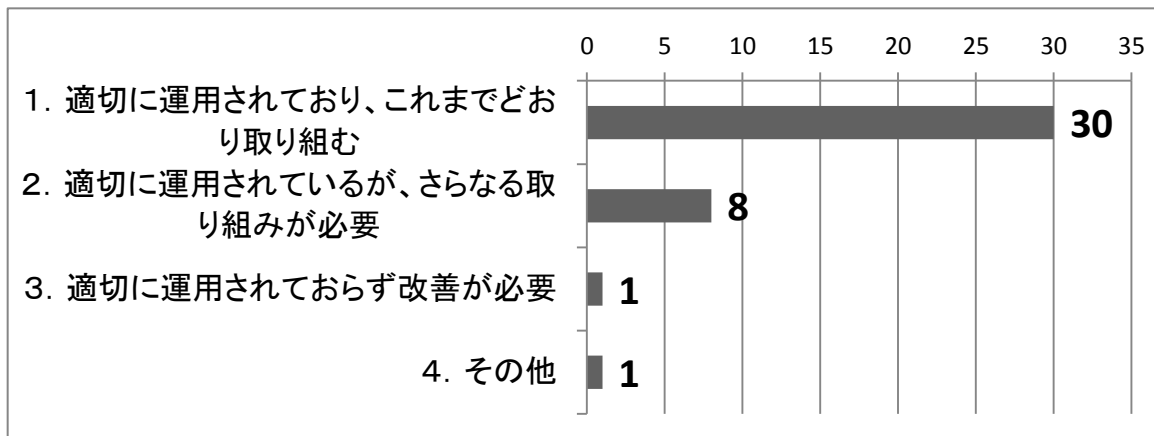
那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

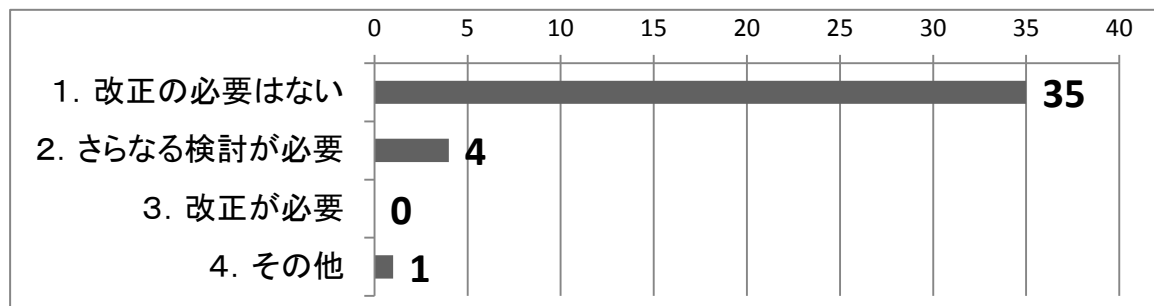
第15条 一問一答方式及び反問権

議会の会議における質問等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
 2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、本会議又は委員会等において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目		意見等
運用改善	反問権	・市長その他の者の反問権をもう少し使いやすい環境にしていくべき。議員の政策をより語りやすくし、議論を深める
		・反問が質問の主旨を曲げる事のないようにすべきである。
		・「議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる」が、実際にできるような環境整備がされていないのでは。
		・反問権を活用しやすい状況にあるとは考え辛いため、論点及び争点を明確にする上において、その整理を行うべきと考える。
		・反問権は論点整理に有効だが一度も行使されていない。反問権に関する申し合わせやルールを明確にしないと運用できないので検討を要する。
		・反問の定義をもっと明確にすべき

	・反問権が行使されていない
質問	・現在、それぞれの議員が問題意識を持って取り組んでいるが、同様の内容に質問が集中し、似たような答弁が続くことがある。この課題を改善することは難しいだろうか。市民にとっても、議員にとっても、議会質問の機会を最大限に有効なものとするためには、質問の重複は最小限になる方が良いのではないかと感じる。
その他	・逐条解説で、第2項「市長その他の者」の対象の明記を。

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

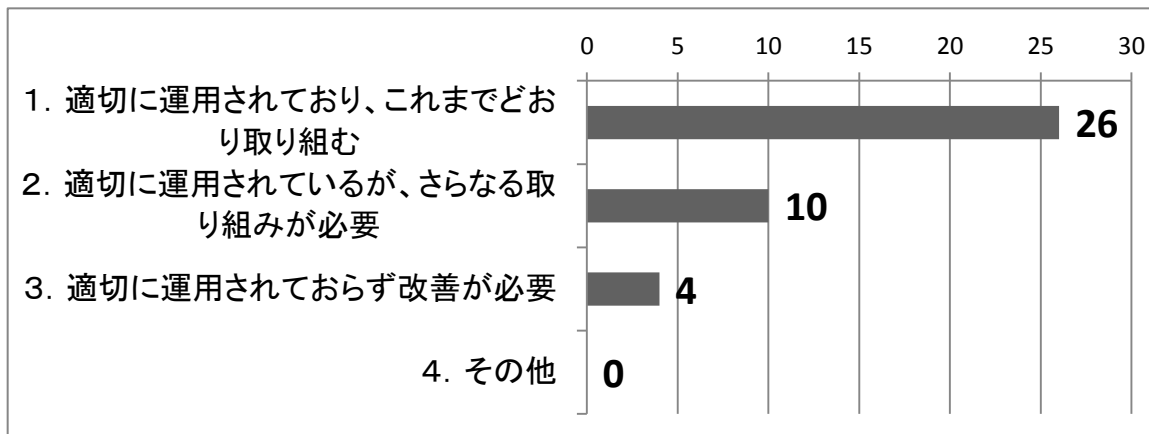
第5章 議員間討議による合意形成

第16条 議員間の討議による合意形成

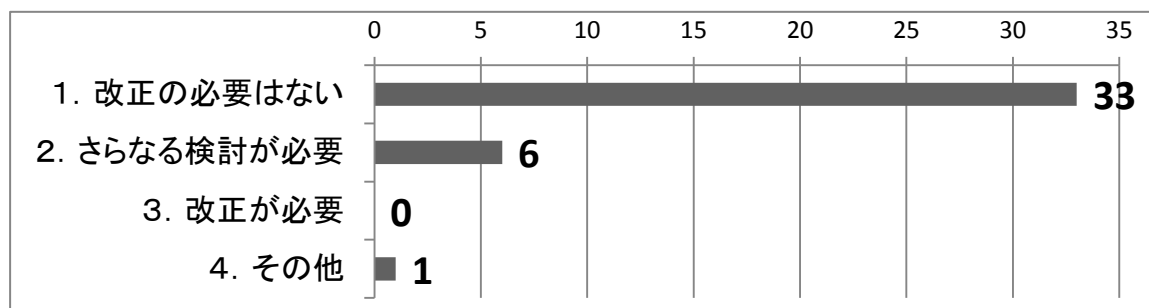
議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



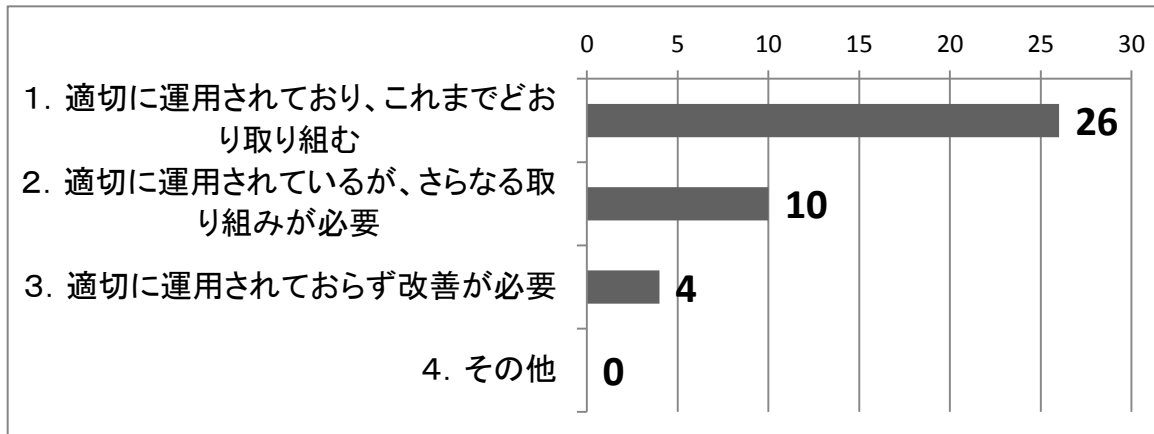
分類項目		意 見 等
運用改善	内容	・議員間討議が形骸化しないように運用について申し合わせ等が必要。
		・「予算決算常任委員会の『議員間討議』に関する申し合わせ」を作成したことは評価するが、実際のところ現在、議員間討議はほとんど行われていない。
		・委員会での議員間討議は導入されているが、それぞれの議員の議案・政策課題に対する理解には差があると感じている。特に議決に関しては、賛成・反対と議決に参加しないという意味表明方法があることを明示するのはどうか。
		・とりわけ対立案件などにおいては、なかなか妥協点や結論の変更ということは見出し辛いことは確かであるが、言論の府であるということに鑑み、一層の検討が必要であり、現実はこの条項に資する取り組みとなっているものと考え付帯決議について、好材料として整理してはどうかと提案する。
		・本議会の議員間討議は「自由な討議」になっていない。「自由な討議」「議論を尽くす」ために何が運用上必要なのかをしっかりと議論する必要がある。
		・活発な討議を増やしたい。
改正を要する		・文言の修正「努めるものとする」→「努める」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

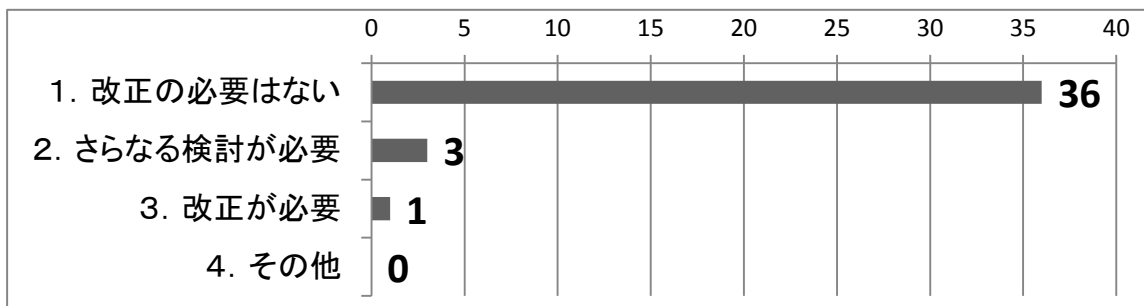
第5章 議員間討議による合意形成 第17条 政策討議

議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目		意見等
運用改善	内容	・予算決算サイクルを円滑に回せるような会派を超えて議会としての取組があればさらによい。
		・政策討議の推進には大いに賛成であるが、現在的那覇市議会でするべきことを、とりわけ設けているわけではない。あえて規定する必要があるのか、また、組織の検証も合わせて検討したい。
		・議会として問題意識をもって積極的に政策提言をしていく努力が必要と考える。
		・複数に関係が渡る事業については合同委員会の開催も必要。(ex. 市民会館や公設市場などの大型案件)
		・「政策討議の場」というのが、各派代表者会議要綱・全員協議会要綱・正副委員長会議要綱に相当する記述があるのか。本市議会でのどのような場面を指すのかイメージが浮かばない。(会議規則第166条に基づくとか)

改正を 要する	・「政策討議」については、条例制定の際に、運用のあり方の議論が十分でなかったことから、死文化している。条文を削除するか、運用の方法を検討するか議論が必要。
	・政策討議の発議方法について、記載した方が良いのではないか。
	・文言の修正「設けるものとする」→「設ける」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第6章 議会運営

第18条 議会運営の原則

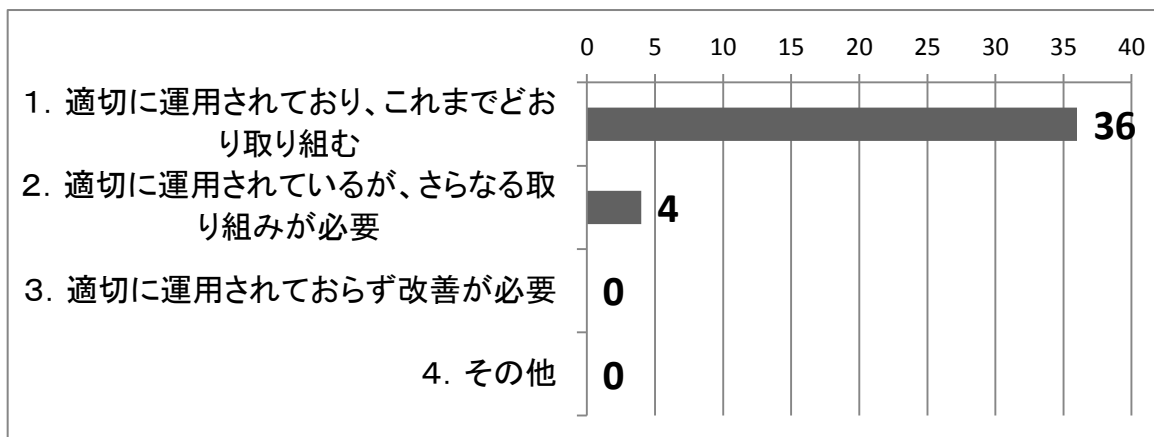
議会は、合議制の機関として、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

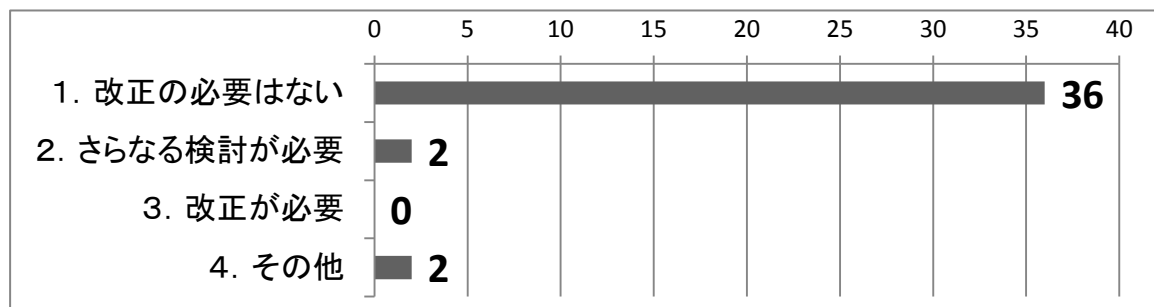
3 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

4 議長は、会派に属さない。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要はあるか



分類項目		意見等
運用改善	内容	・議員バッジの着用明文化も含めて、揉める事のないように整理してほしい。
		・条例制定時にも議題としたが、副議長は議長が欠けた際の同等の立場を有する以上、会派に属さないことについても、中立公正な立場を議長と同等に担保する必要性があるなど、検討する必要がある。
		・所信表明会の際に質疑を行うことが提案されているが、まだ協議されていないので検討を要する。
改正を要する		・やじや発言の品位についても明記してはどうか。
		・文言の修正「行うものとする」→「行う」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第6章 議会運営 第19条 委員会

委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 委員会は、その専門性と特性を活かし、市民に分かりやすい運営に努めるものとする。

3 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案について、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

4 議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を設置する。

(1) 総務常任委員会

(2) 建設常任委員会

(3) 教育福祉常任委員会

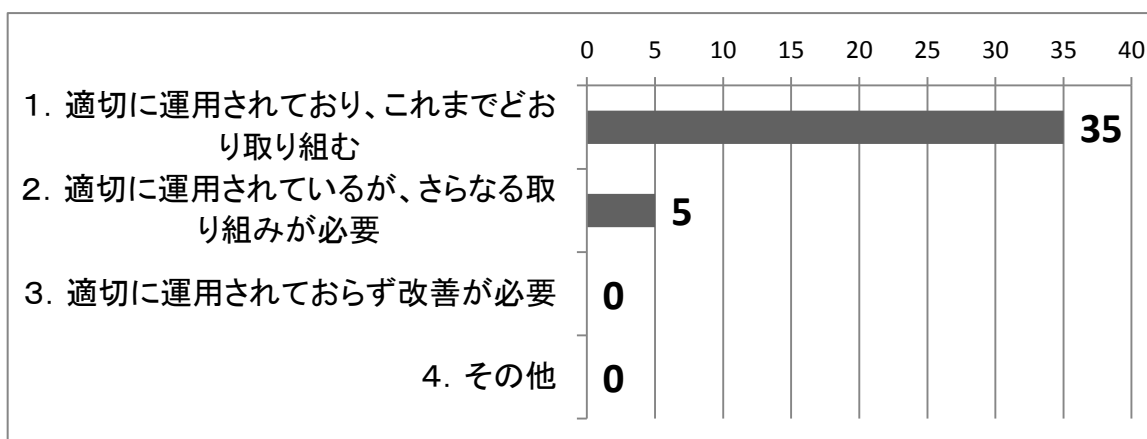
(4) 厚生経済常任委員会

(5) 予算決算常任委員会

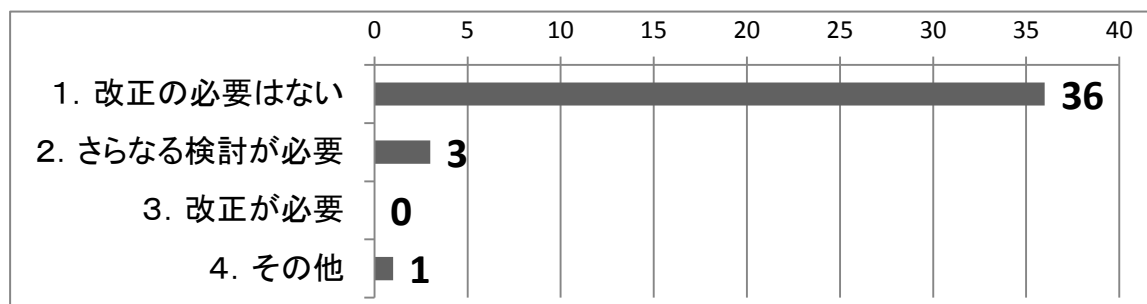
5 特別委員会は、必要に応じて議会の議決により設置する。

6 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



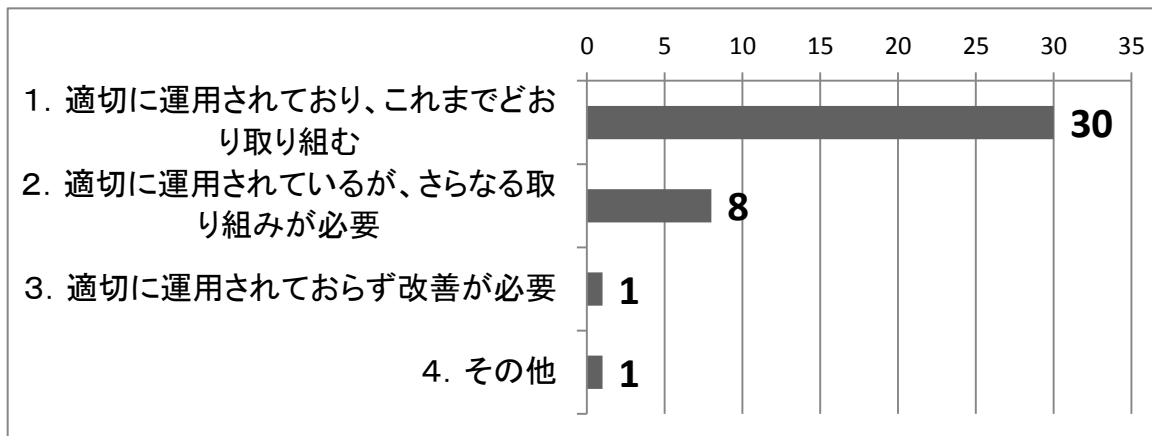
分類項目		意見等
運用改善	場所	・ 出前委員会の開催については、積極的に運用できるよう、各委員会でも意識した取り組みが必要。
		・ 3項「委員会は（中略）当該地域において委員会を開催することができる」これは現地視察のことを指す場合もあるが、当該地域の公民館、集会所などの公共施設を活用して、委員会を開催してもいいのでは。
	その他	・ インターネット配信があってもいい。
改正を要する		・ 文言の修正「努めるものとする」→「努める」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

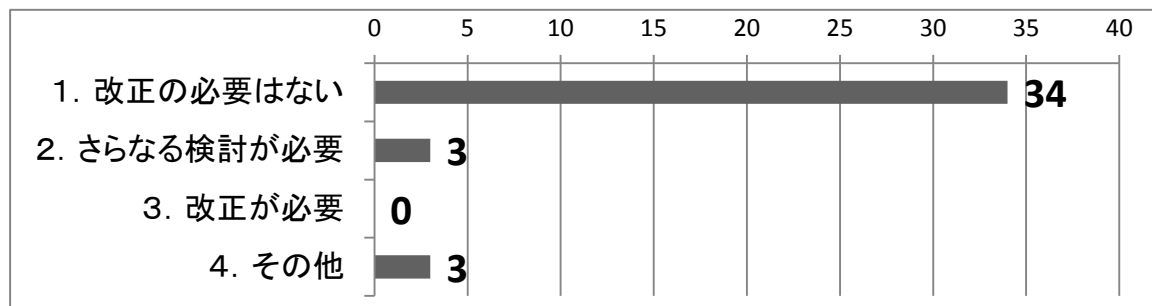
第7章 議会の機能強化 第20条 議会の機能強化

議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価に関する機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



	分類項目	意 見 等
運用改善	タブレット	・タブレットの更なる活用については深めたい。
		・タブレット導入効果を検証する必要があるのではないか。
		・タブレットへの行政計画掲載の充実。
	内容	・例えば、市政運営の年間計画の見える化が適切な方法でなされていないため、市長等の事務の執行状況がわかりにくい。例えば、総合計画だけでも良いので、年間計画を各部署は作成しているはずなので、それがきちんと執行されているのか確認できるような書式を作成した方が良いのではないか。
		・各課の過去資料などのアーカイブ化からアクセスできる範囲を拡大できたら良い。
その他	・機能の強化という点では、科学技術や社会常識の進捗などに応じて、常に検討し続ける必要がある。	
	・第25条（議会改革の推進）とまとめてはどうか。	
改正を要する		・文言の修正「図るものとする」→「図る」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第7章 議会の機能強化

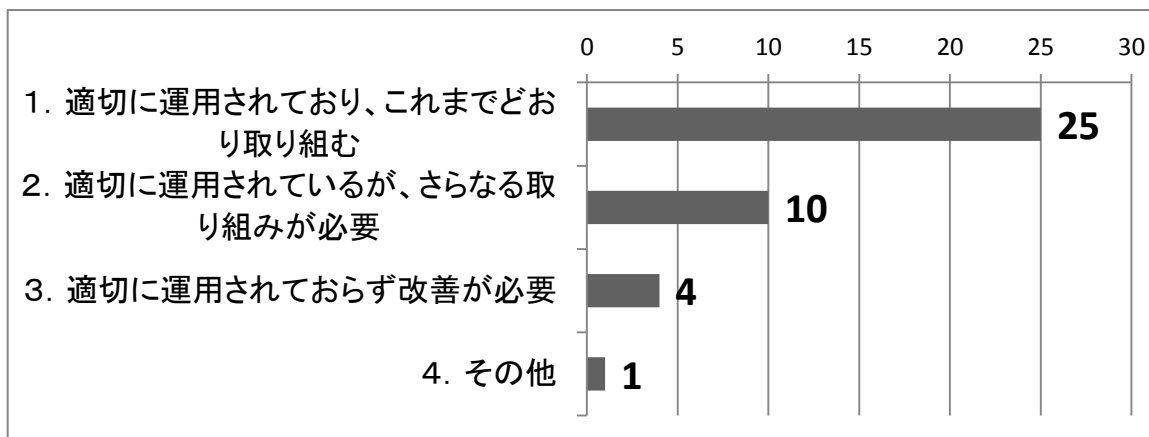
第21条 調査研究機関及び検討会等の設置

議会は、市政の課題に関する調査研究のため必要があると認めるときは、専門的知見を有する者等で構成する調査研究機関を設置することができる。

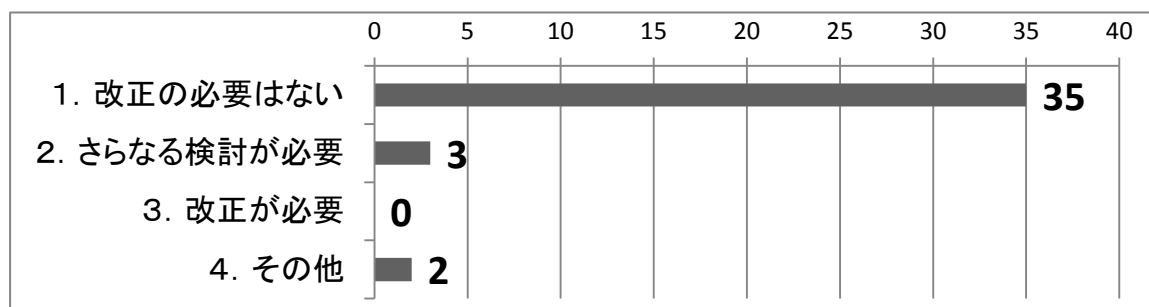
2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関の構成員に議員を加えることができる。

3 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目		意見等
運用改善	調査機関	・市民会館やこどもの貧困など全市的な課題があったが、議会として調査機関を設置することはなかったので、活用について協議してもよいのではないかな。 ・市長が重点的に取り組みたいと考えている市政の重要な課題に対して、議会もその課題を学び、政策提言できるように調査研究機関を積極的に、継続的に設置すべきなのではないかな。 ・調査研究機関の設置については、積極的な提起もないことから、その必要性やあり方について議論が必要と考える。
	検討会	・第3項の「検討会等」は、条例作成当初どのようなものを想定していたのか。第3項の規定が必要かどうか、検討したい。
	事務局	・議会の機能強化を進める上で、更なる努力が必要。事務局職員数を増やし、予算を増額し、議会の権能を高める努力が必要。議会事務局の予算、決算の審議については、十分な審査があってしかるべき。
	その他	・一括交付金制度が終了を迎える中、財政及び事業の総点検が必要ではないかな。 ・各々で課題に取り組む。

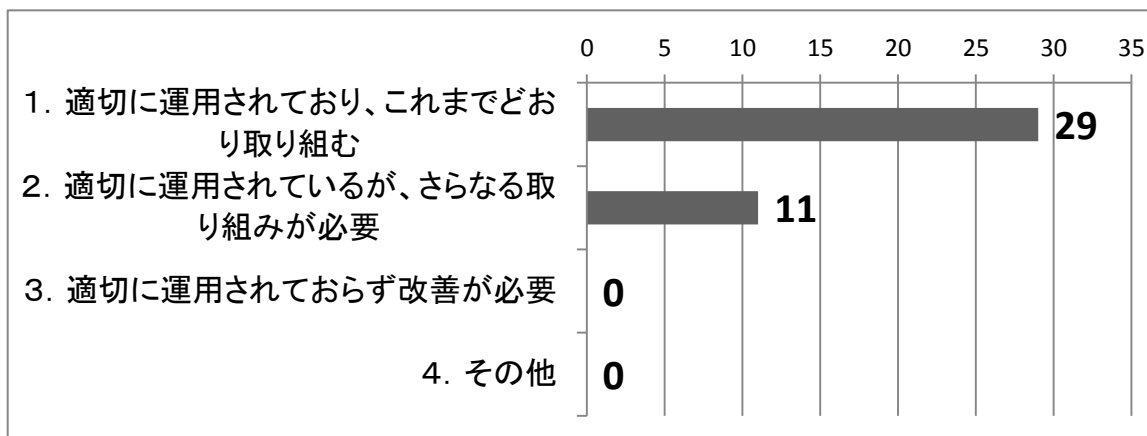
那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第7章 議会の機能強化 第22条 議員研修の充実強化

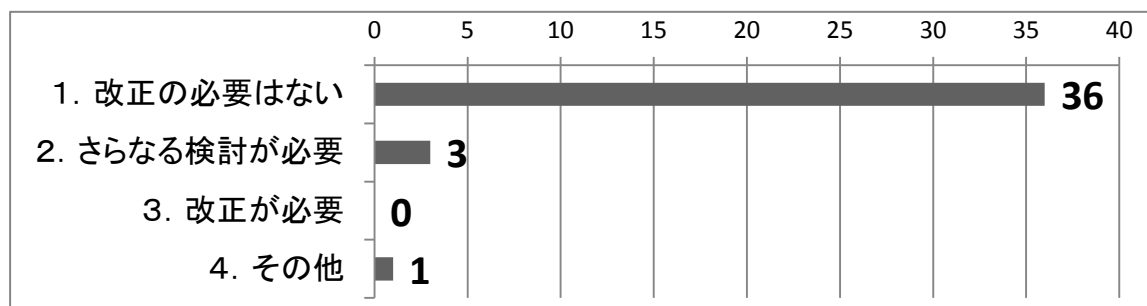
議会は、議員の政策形成及び立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催することができる。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要はあるか



分類項目		意見等
運用改善	内容	・ 市民等との研修会も検討してはどうか。
		・ 研修は今のまま。自ら専門家、市民との意見交換を図り能力向上に努める。
		・ 議員研修の充実のために、それぞれの議員が那覇市の政治課題と考えていることや政策として掲げたことをアンケートを実施するなどして把握し、その中から互選してテーマを持って、研修を行ってはどうか。それにより、議員提案の条例に繋がることもあるのではないか。
		・ 新人議員研修の強化。
改正を要する		・ 条文の見出しは、（議員研修の充実）でどうか。
		・ 第2項は必要か。検討したい。

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第7章 議会の機能強化

第23条 会派及び議員の政務活動費

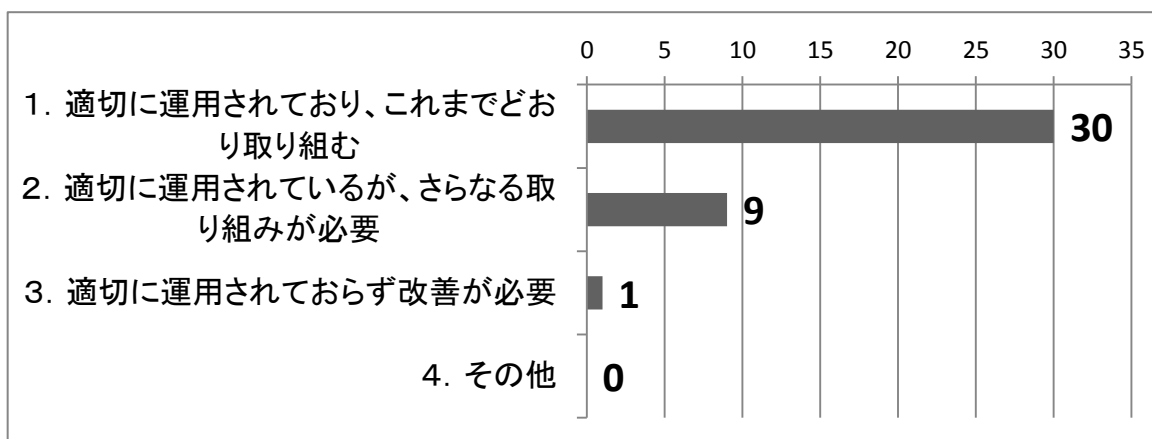
会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう市政に関する調査研究を積極的に行わなければならない。

2 会派及び議員は、政務活動費の適正な執行を図るとともに、市民に対して使途を説明する責務を有する。

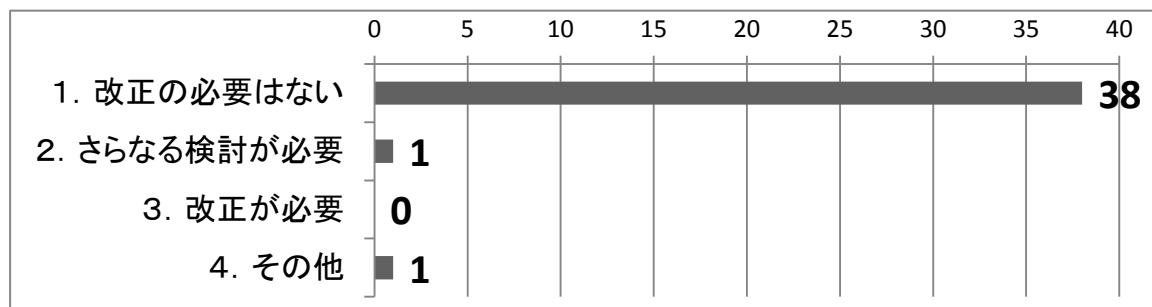
3 議会は、政務活動費の収支報告書を公表すること等により、使途の透明性の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別に条例で定める。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



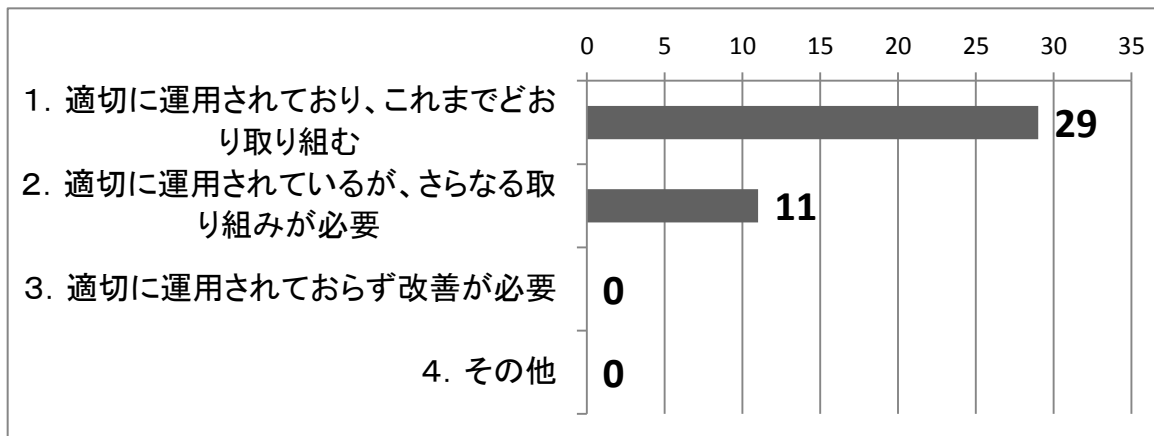
分類項目		意見等
運用改善	政務活動費の返還	・政務活動費の返還が行われているのは非常に残念だと思う。返還している議員は、決して活動していないから返還しているのではなく、活動費が規定上使いにくいために、使用していないのではないかと。せつかく政務活動として頑張っていることが評価されない仕組みになっていないだろうか。積極的に政策提言を行うためにも、返還が多い議員には、なぜ返還になったのかを聞き取りし、良い仕組みに変えていきたい。
	その他	・本来の目的に沿った支出をチェックする。 ・民間では領収証（書）の写真送付で整理するシステムなどもあるので活用してみるのも良いと思う。
改正を要する		・文言の修正「努めるものとする」→「努める」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

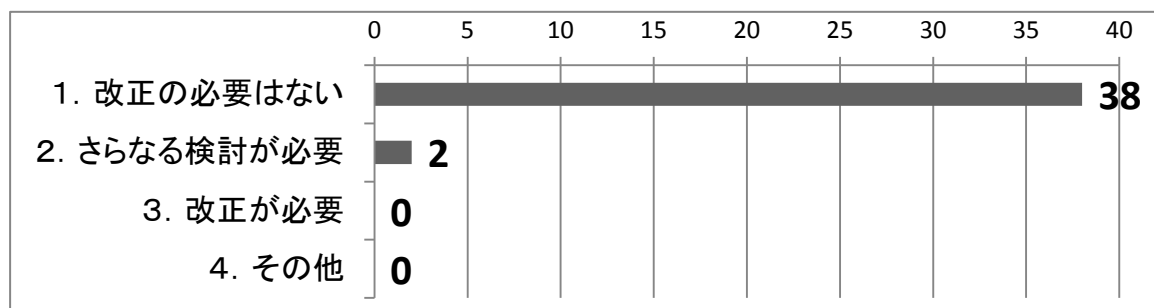
第7章 議会の機能強化 第24条 予算の確保

議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実を図るため、市長に対し、必要な予算の確保を求めるものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要はあるか



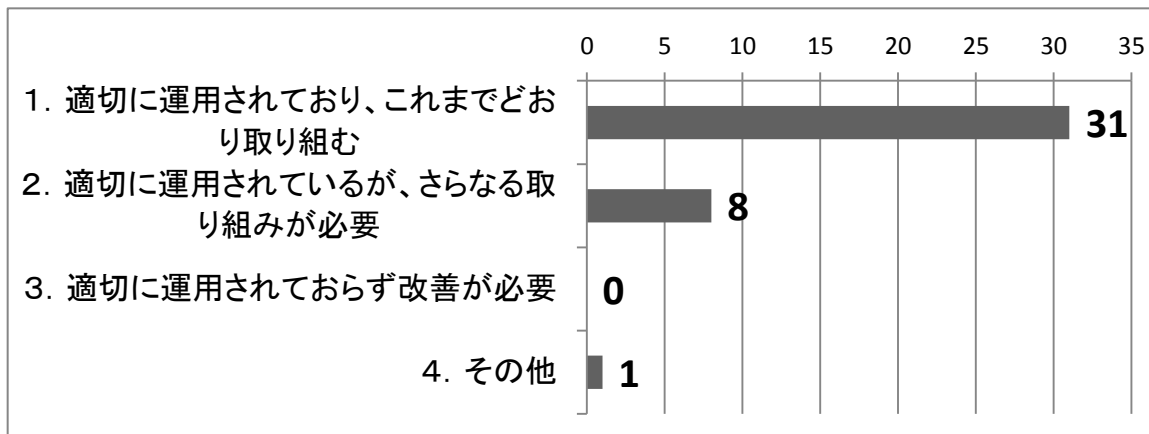
分類項目		意見等
運用改善	政務調査	・政務調査機能の充実を図る上で、必要な予算、事業等をリストアップする必要がある。
		・会派だけでなく無所属議員へも平等に予算が必要。研修費用も同じく必要。
		・例えば視察予算が金額ありきになっているが、条例の解釈からすれば、必要に応じた内容を実現できる形に幅を持たせるべきだと考える。
	議会広報	・市議会だよりの充実。例えば年1で特別号や市民へ議会等は何か？などのお知らせのために紙面を使えるようにしたい。
	その他	・議会事務局職員の増員。
		・ここの「求めるものとする」はそのままよい。

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

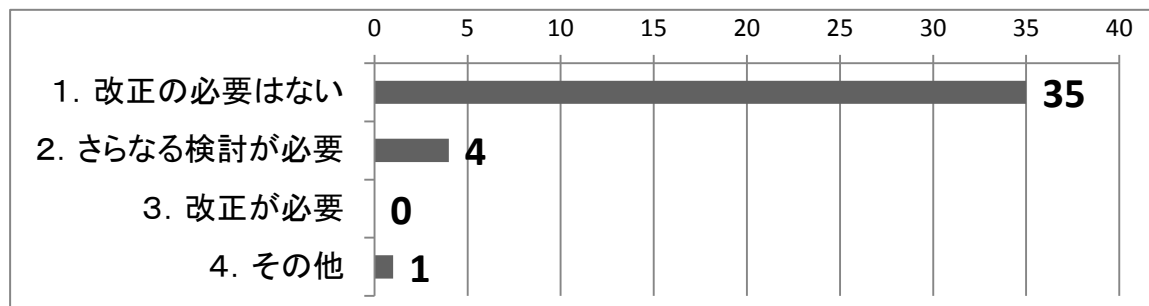
第8章 議会改革の推進 第25条

議会は、議会の信頼性を高めるため、継続的な議会改革に取り組むものとする。
 2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する推進組織を設置するものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要はあるか



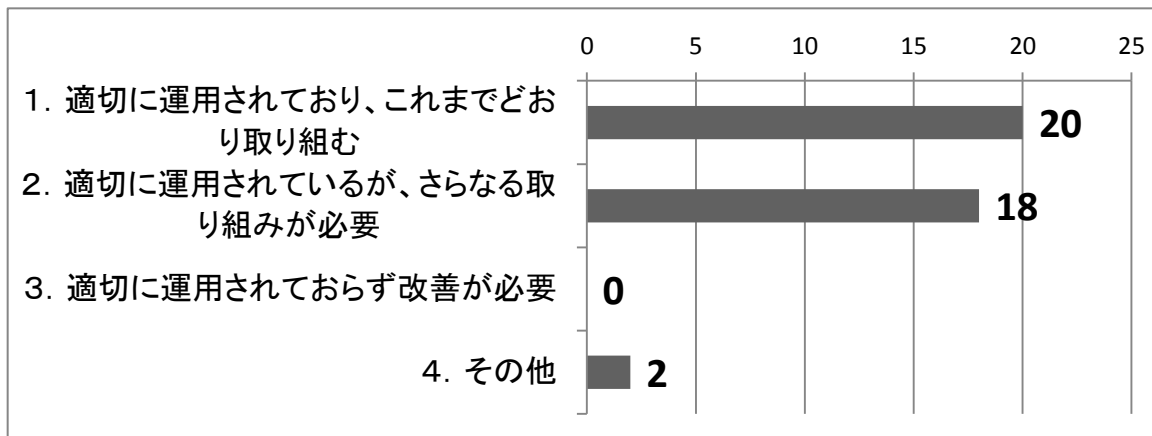
分類項目		意見等
運用改善	内容	・各部会の役割・機能・権限等が明確でないためか、「改革」と言いつつ事案の決定・判断に時間がかかる。新しいことへのチャレンジがしにくく、肝心の「改革」がやりにくい状況にあると思う。
		・推進会議の議論がより活発になるような工夫があるとよい。
		・議会改革は、「議会の信頼性を高めるため」に推進するものなのか。制定当初の認識を確認した上で、逐条解説での補足や文言修正も含め検討したい。
		・この条文内容については、不断の努力で取り組む必要がある。
		・議会改革推進会議のあり方については更なる改善が必要。議長の諮問機関ではなく独立性を保たせるべきと考える。
		・議会改革がどこを目指しているのか見えにくい。整理して目指すべき方向を詰めていく必要がある。
改正を要する		・文言の修正「取り組むものとする」→「取り組む」、「設置するものとする」→「設置する」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

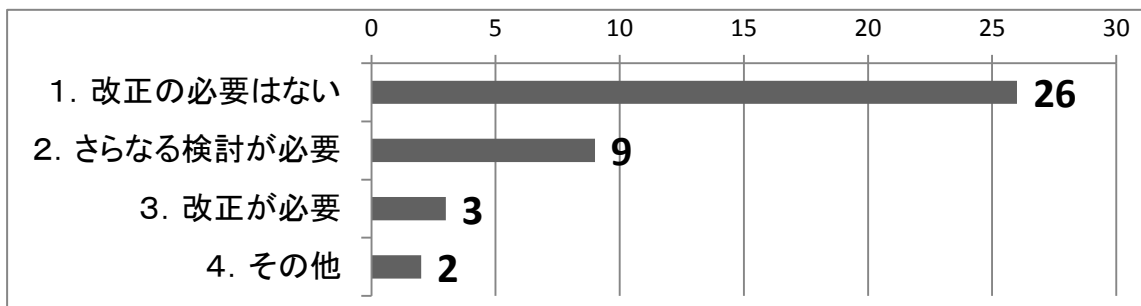
第9章 議員の政治倫理 第26条

議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目	意見等
改正を 政治 倫理 条例 制定 関連 (制 定時 の改 正含 む)	・政治倫理条例制定に応じて、議会基本条例改正が必要。倫理条例の制定を待って変えてもいい。できればタイミングを合わせて図った方がいい。
	・やじや、発言の品位について明記が必要という意見があった。
	・早期に政治倫理条例を制定させる。
	・別途政治倫理条例を定めるべき。
	・倫理条例はあったほうが良い。
	・現在検討が進められている政治倫理条例が制定されれば、それに則した改正が必要になる。
	・検討されている政治倫理条例の位置づけを明記すべきである。
その他	・議員力・議会力を高める取り組みを自ら襟を正して進めていく必要がある。

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

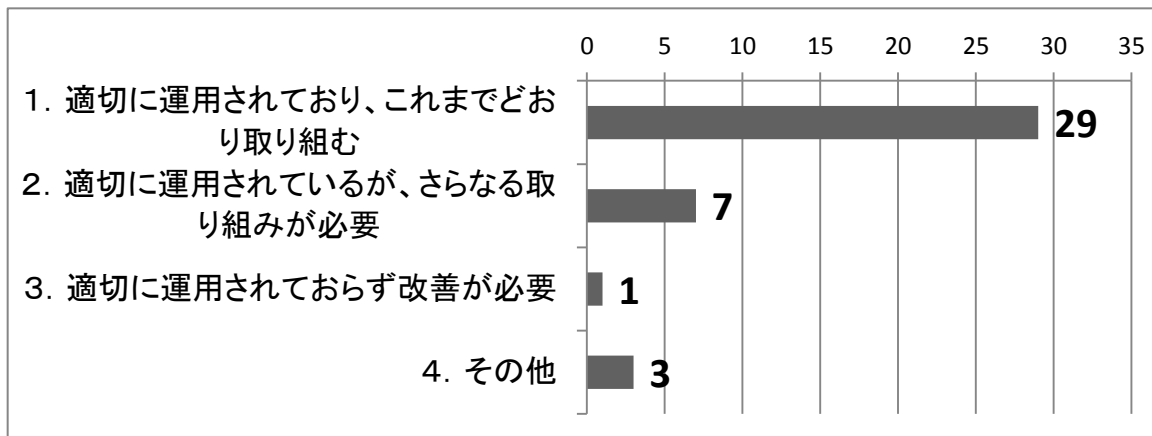
第10章 議員の定数及び議員報酬

第27条 議員定数

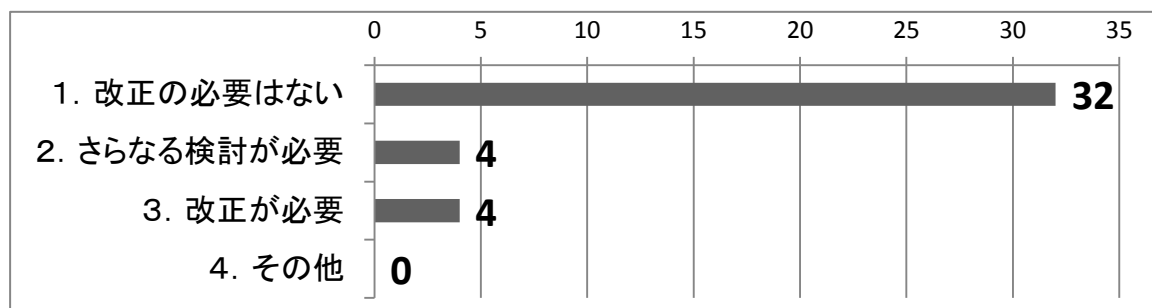
議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の基準は、市の人口、面積、財政力及び事業課題等を比較検討し、決定するものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目		意見等
運用改善	内容	・その都度、適切に検証すべきである。
		・定数の考え方について、市民に説明できるよう検証し公表することが望ましい。検証の結果、必要があれば見直しの検討も。
		・定数増を図る
		・定数、報酬共に一定の期間で検証が必要である。
		・更なる削減が必要と考える
		・類似市と比べても議員定数が多いので議論は必要と考える。その際に、市民意見も踏まえて議論できるようにしたほうが良い。
改正を要する		・文言の修正「事業課題等を比較検討し、決定するものとする」→「事業課題及び類似する他市の議員定数等を比較検討し、議会での議論及び市民意見等を踏まえ決定する」
		・議員定数については31万～35万人口、中核市、類似市（36人）定数が多く見られる。今後、検討する必要があるのではないか。（改正）

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

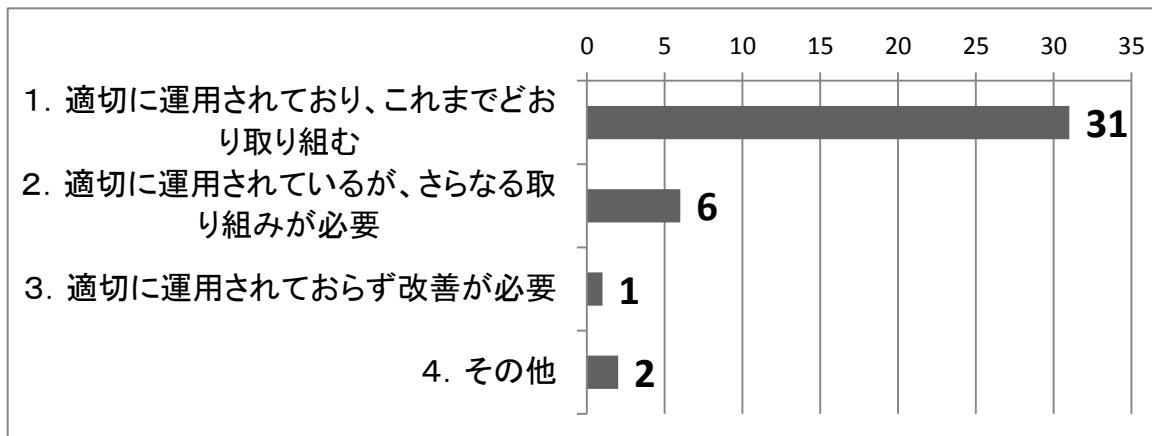
第10章 議員の定数及び議員報酬

第28条 議員の報酬

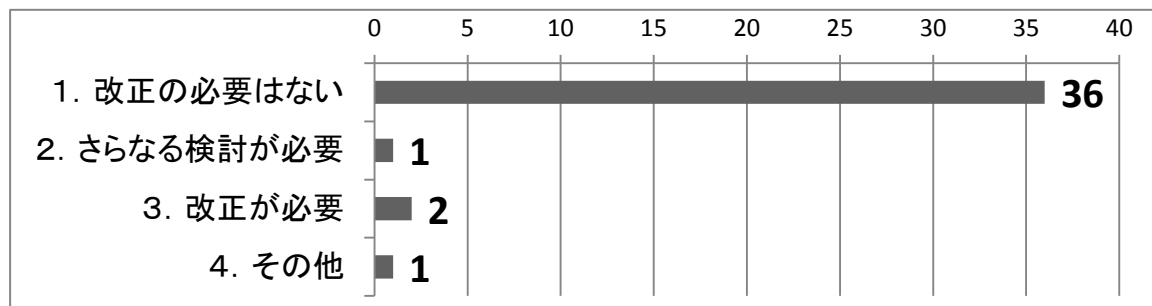
議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬は社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目		意見等
運用改善	内容	・報酬の考え方について、市民に説明できるよう検証し公表することが望ましい。検証の結果、必要があれば見直しの検討も。
		・議員の活動状況を反映することを主眼に定めるとあるが、その評価方法が明確でない。そのため、適切に運用されているか、評価することができないと考える。
		・定数、報酬共に一定の期間で検証が必要である。
		・市民への説明責任を果たせるよう、議員報酬に関する議論は必要と考える

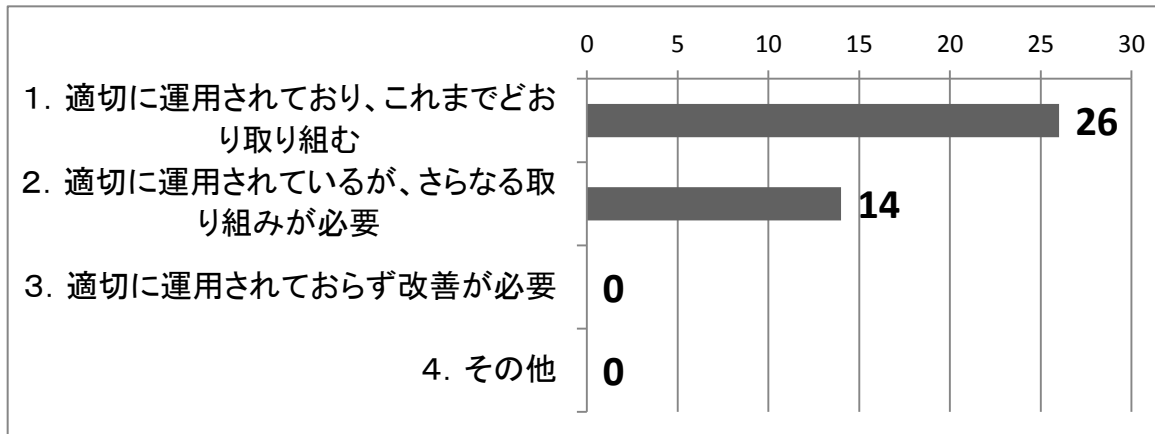
那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第11章 議会事務局の体制強化

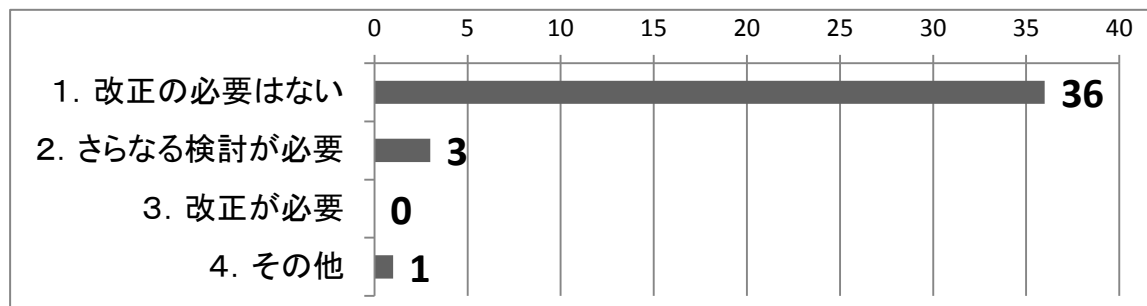
第29条 議会事務局の強化

議会は、議会の政策立案、政策提言能力の向上及び監視・評価機能の強化を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要はあるか



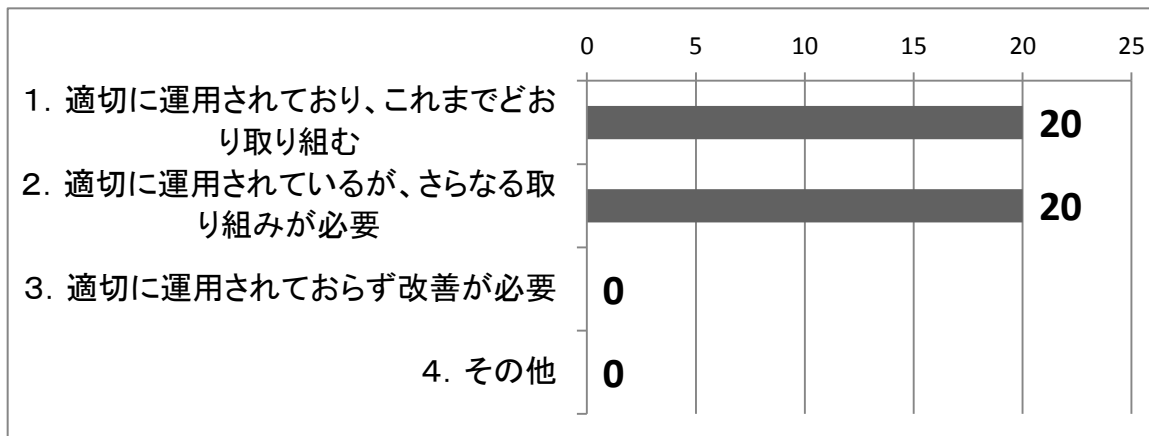
分類項目		意見等
運用改善	内容	・さらなる体制強化のための人員確保 ・議会の機能強化を進める上で、更なる努力が必要。事務局職員数を増やし、予算を増額し、議会の権能を高める努力が必要。議会事務局の予算、決算の審議については、十分な審査があつてしかるべき。その意見をまとめ、議長コミットメントのような形式で、毎年、市長に対しての要望書を提出し、実現を図るよう努める。 ・議会事務局のサポートには大変感謝しているが、現状ではどのような体制が「理想的な状態か」ということが議員間で共有されていないように感じる。議会の活性化のために、議会事務局の体制をどのように強化するのが良いか、話し合われることを望む。 ・議会事務局と議員との連携が十分なものとなっているか、別途検証や確認の必要があると考える。事務局が日常の作業のみにおわれることとなれば、必然的に強化とは異なる方向に努力が費やされることも意識するべきと考える。
	その他	・「議会事務局の強化」の観点から、「議会局」への名称変更の議論が必要と考える

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

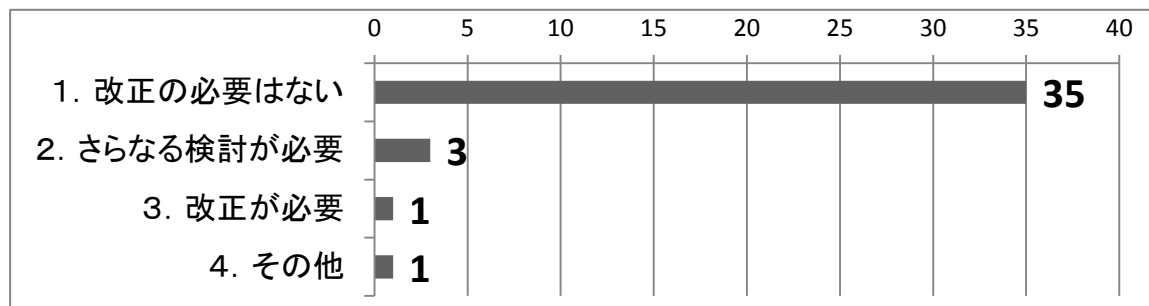
第11章 議会事務局の体制強化 第30条 議会図書室

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、図書及び資料等の充実に努めるものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要があるか



分類項目		意見等
運用改善	内容	・蔵書を増やし、市民が利用できる議会図書室にすべき
		・司書の配置 ・貸出簿の管理 ・予算増
		・図書及び資料等の充実に図られているが、議会図書室の市民への開放、市立図書館との連携など可能性はある。ただ、図書館司書が不在であり、そもそも司書が座るスペースの確保もされていなくて、図書室としての設計が充分ではない。図書及び資料等の充実だけでなく、レファレンスの機能、サービスを付加させるなどの検討が必要であり、これらは先進事例などを見ながら改革に着手したい
		第30条 議会図書室について ・専門職の司書を配置することで貸出簿、レファレンス等の機能強化できるので、ぜひ検討してもらいたい。 ・司書は業務を図書室専従にする。 ・県立、市立 大学の図書館との相互貸借等検討してもらいたい。
改正を要する	周知方法	・図書室の訪問者数が増え、議会に関心をもってもらえるような工夫が必要。
	その他	・従来の紙媒体ではなく、電子資料や検索システムなど、タブレットの導入と連携したり、一般常識の進捗に応じた体制へと取り組みを進めるべき。
改正を要する		・文言の修正「努めるものとする」→「努める」

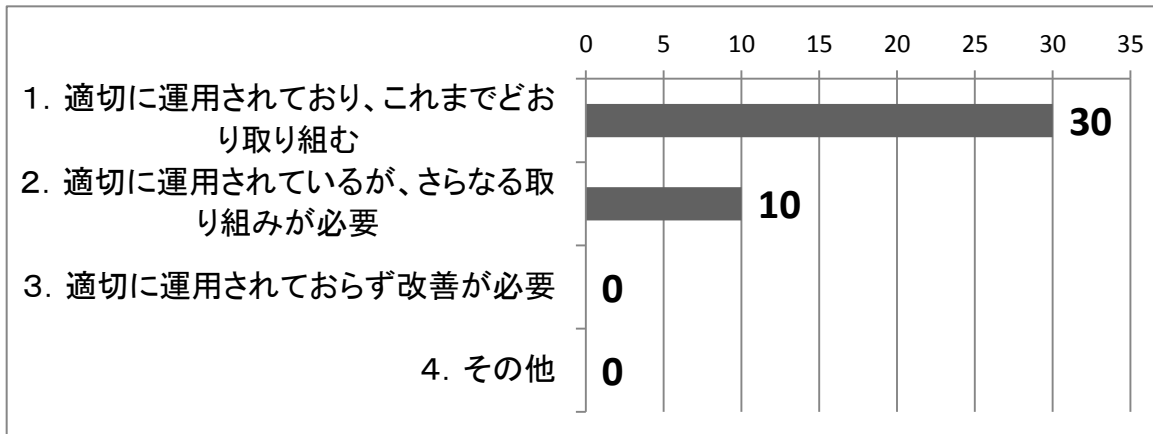
那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第12章 最高規範性に見直し手続き

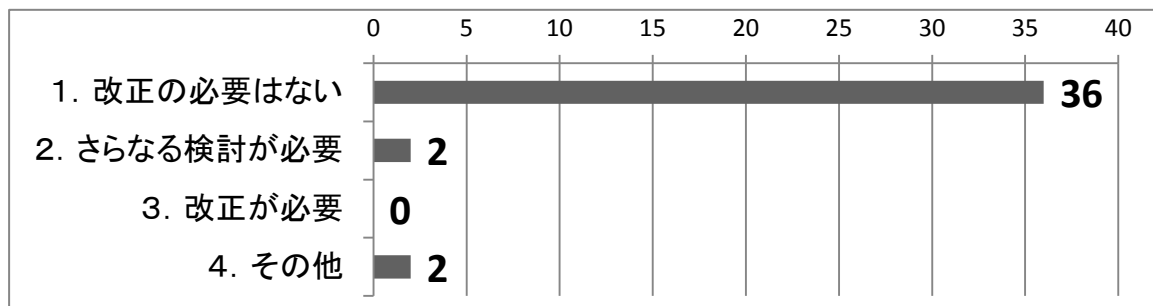
第31条 最高規範性

この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する条例、規則等の制定を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図るものとする。
 2 議会は、議員にこの条例の理念と趣旨を浸透させるため、改選後においては速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要はあるか



	分類項目	意見等
運用改善	内容	・「実質的最高規範性」の議論を踏まえた整理を。
	研修	・研修、リマインドも必要。
		・2項の「条例に関する研修」は新人議員のみでなく議員全員が対象であるので、改選後の研修はきちんと実施すべきである

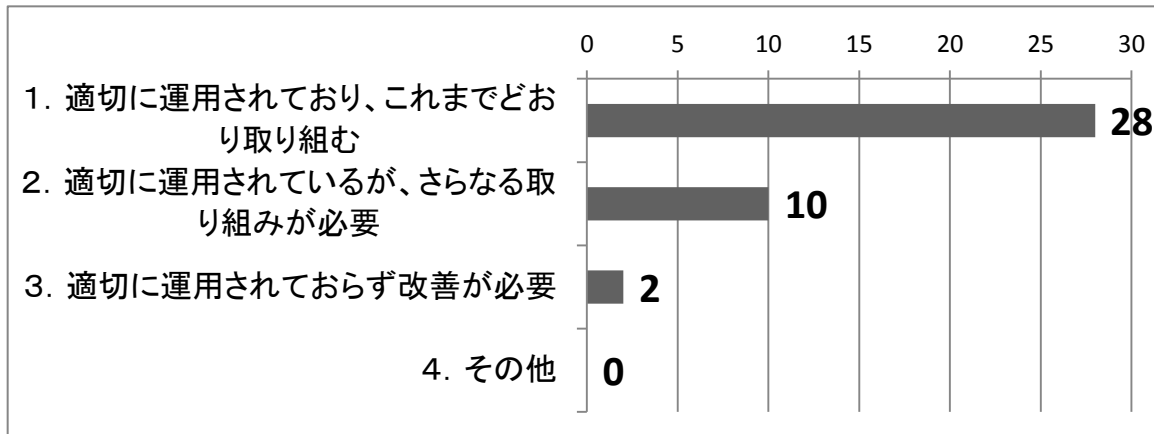
那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

第12章 最高規範性と見直し手続き

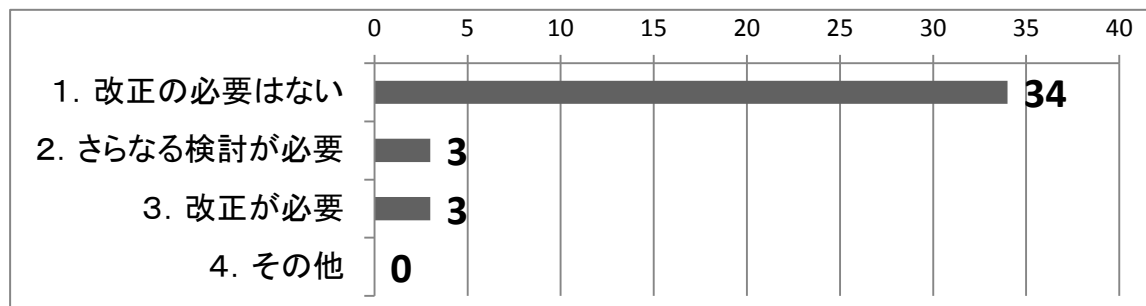
第32条 見直し手続き

議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを必要に応じて検証するものとする。
 2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

①条文の運用は適切か



②条文の内容を改正する必要はあるか



	分類項目	意見等
運用改善	内容	・より具体的に、どのような形で見直しを発議し、決定するかなど、詳細な事項を条例以外の形式でいいので、改選があっても了解がとれる形で示しておくべきだ考える。
	改正を要する	・改正案「議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを毎年検証するものとする。」 ・検証・見直しの期間が明示されていない。「4年に1回、あるいは、議会改選後1年を経過した時」など明確に規定した方が良い。 ・検証のサイクルを明記すべきである。できれば2年に1回は検証が必要と考える。 ・文言の修正「必要に応じて検証するものとする」→「2年ごとに検証する」、「講ずるものとする」→「講ずる」

那覇市議会基本条例 検証シート(H30) 集計結果

自由意見

	分類項目	意 見 等
運用改善	内容	・今回は条例を検証するためのチェックでしたが、条例に照らして自分自身を省みるチェックにもなりました。そこで、議員各人のためのチェックシートがあってもいいのではと思いました（提出不要でも）。
		・今回の見直しの議論を通して、見えている課題に対して議会が団結して取り組みを進めていく後押しになればよい。
		・「～ものとする」規定が多いので、その適否を検証する。
		・「災害時の議会对応」の規定を盛り込むことを検討したい。
		・概ね適切に運用されている。
		・改正の必要性は少なく、若干の検討が必要な条文の内容は、今後、進行の中で検証していきたい。
		・全般的に条例改正は不要。ただ、多様な市民意見の把握につとめ、条例の改正または運用の改善に活かすべき。
		・運用面で更なる効果を上げるべき。検証作業については、今回のような条例に対応する組織、条例規則などがあると取り組みやすい。
		・前述した多様な市民意見の把握については、通常のパブリックコメント、議会報告会等での参加者を募る手法だけでは、「意見を言いたい」人からしかの意見しか聞くことができない。それを乗り越える上でも、構想日本が手がけている、「無作為抽出方法によって選ばれた市民による市民会議」の手法は参考になる。広報広聴に係る部分でも対応できそうなので、検討していただきたい。
		・議会事務局の機能強化は必要。ただ、残念なことに議会事務局が、今、何を必要としているのか、詳細について把握できていない。全てを掌握するのは難しいが、事務局として何が必要なのかを、今回のようなシートを作成していただき、職員の皆さんへのアンケート（無記名）を実施していただき、議員との共有を図るべき。
		・その他で、今回のように大がかりな検証作業の他、気軽に要望等を伝えるような機会があってもいいのでは。私自身、事務局職員にはその都度申し上げ、その都度対応していただいていることに感謝しているが、日頃の活動の中で感じたことを伝えることができ、すぐに改善できるような事項については取り組んでもいいのでは。
		・もちろん条例なので、「こうあるべき」という縛りになるのが当然ではあるが、もっと理想を語り、こんな素晴らしい物を目指そう！と思えるような条例になったらいいと思います。
		・議会改革推進会議と各部会のあり方や役割、進め方等についても、条文で加筆、言及すべき検討すべき。 また、予算決算常任委員会の理事会の権限や立ち位置、議運との関係、あり方、役割、進め方等についても、条文で加筆、言及すべき検討すべき。

参考資料 2

○那覇市議会改革推進会議設置要綱

〔平成 25 年 5 月 24 日〕
議 長 決 裁

(目的及び設置)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会基本条例(以下「条例」という。)第 25 条第 2 項に基づき設置する那覇市議会改革推進会議(以下「推進会議」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会改革に関する事項
- (2) 条例の運用及び検証に関する事項
- (3) 条例に関連する条例、規則、規程及び要綱に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、副議長、各会派を代表する議員(以下「会派代表者」という。)及び各推進部会の部会長で構成する。

2 会派代表者は、各会派から 1 人選出するものとする。

(座長等)

第 4 条 推進会議に座長、座長補佐 1 人を置く。

2 座長及び座長補佐は、委員の互選により選出する。

3 座長及び座長補佐の任期は、委員の任期による。

4 座長は、推進会議の議事を整理し、秩序を維持する。

5 座長補佐は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、これを代理する。

(部会)

第 5 条 推進会議のもとに、次の部会を設置する。

- (1) 議会改革部会
- (2) 広報参画部会
- (3) 政策検討部会

2 議長、副議長及び会派代表者を除くすべての議員が、いずれかの部会に所属するものとする。

3 各部会の定数は、推進会議で協議の上、決定するものとする。

4 各部会に、部会長及び部会長補佐 1 人を置く。

5 部会長は、部会の議事を整理し、秩序を維持する。

6 部会長補佐は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、これを代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、議長及び座長の招集で開催する。また、各部会の部会長の開

催要請がある際は、適宜開催するものとする。

- 2 推進会議及び各部会は、それぞれ委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 座長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。
(報告)

第7条 座長は、推進会議が検討した結果について、適宜、議長に報告する。
(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。